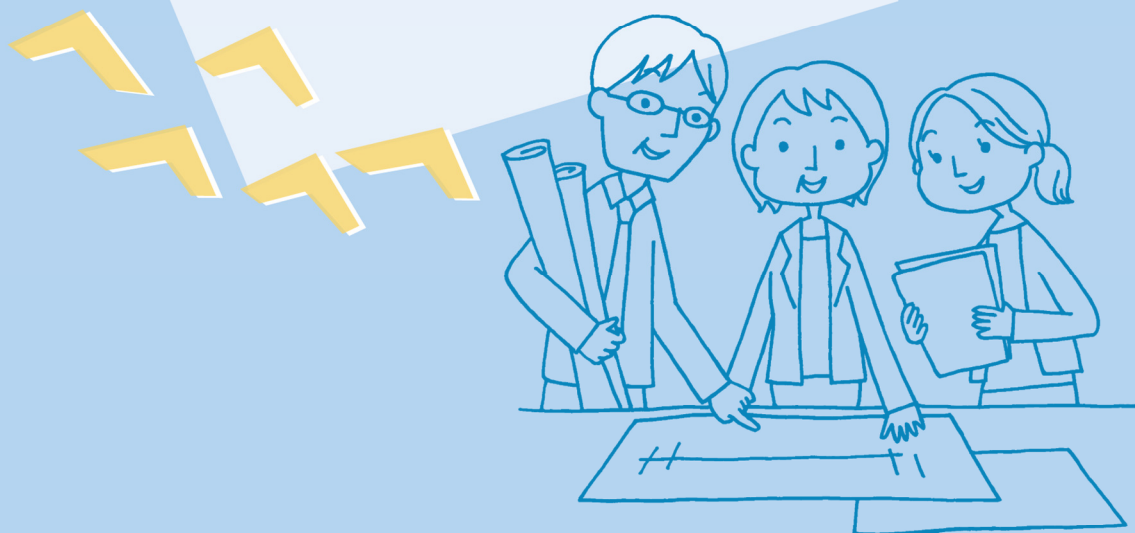


第2部 各論



第1章 第4次地域福祉計画の基本施策と展開

1. 施策の展開にあたって

(1) それぞれの役割



地域共生社会の実現と地域福祉の推進には、それぞれの人や団体、機関が役割を果たすことが重要です。本計画においては、次ページ以降の取り組みにおいて、主に取り組みを進める主体の役割分担を示すことで、各主体が「我が事」として地域福祉を推進していくことができるようにします。

住民の役割



個人・家族

- あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人を気にかかけたりするなど、身近なことから取り組みましょう。

- 自治会（区）に加入したり、地域の行事や行政、社会福祉協議会の活動に積極的に参加したりして、地域福祉の活動に加わりましょう。

地域・団体等の役割

自治会（区）・自主防災会・民生委員・児童委員 高齢者クラブ・ボランティア

- 個人や家庭の力だけでは解決できない生活課題を、地域の支え合いで解決できないか考え、実際に行動を起こしましょう。
- 地域を構成する各種団体や行政、社会福祉協議会などと連携し、個人では解決が難しい地域の問題に協力して対応しましょう。
- 各種団体に所属するそれぞれの人が、地域福祉の考え方を知り、取り組みの機運を高めましょう。

福祉団体・事業者

当事者団体 福祉ボランティア団体
NPO 法人 介護サービス事業者 医療・福祉サービス提供者
公的相談支援事業者（地域包括支援センター等）
社会福祉・介護施設等

- 専門的な知識と技能を生かし、福祉ニーズの多種多様な課題に対応しながら、地域住民一人ひとりのニーズにあった専門的なサービスを提供します。
- 地域の福祉交流活動に積極的に参加し、地域福祉を推進します。

社会福祉協議会の役割

- 行政だけでは対応が困難な多様なニーズに柔軟に対応できる支援体制を構築し、地域住民やボランティア、健康福祉関係団体、行政機関等の調整役となり、地域ぐるみの活動を推進します。

行政の役割

- 地域福祉計画を策定し地域福祉を計画的に推進することで「地域共生社会の実現」を目指します。
- 公的福祉サービスを提供するとともに、市域全体の地域福祉の総合的な推進の役割を担います。
- 総合的な相談支援体制の整備や複合的な課題の解決に対応した庁内各課や関係機関との連携、ネットワークづくりを図ります。

2. 施策の展開

基本目標 1

一人ひとりが福祉の心を持ったまち

1 - (1)

まず「我が事」の理解からはじめよう

近年の社会の変化に伴い、人と人との「つながり（ご縁）」は希薄になり、孤独・孤立や生活困窮、自殺など「命」に関わるような深刻な福祉・生活課題が発生しています。このような状況を打開するためには、地域で生活する住民が、地域の生活課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、共有し、その解決に向けて共に支え合う地域共生社会の実現が、ますます重要となります。まず、地域に関わる第一歩として住民一人ひとりが地域のことを「我が事」として考えること、そして主体性を持って積極的に参加していくことが大切です。

関連するSDGs



施策の展開における「地域福祉活動計画」の位置づけについて

施策の展開部分における社会福祉協議会に関連する「取り組み方針」「取り組み内容」は地域福祉を推進することを目的とした、地域福祉活動計画の軸として位置づけられます。しかし、地域福祉活動計画は、社会福祉協議会だけでなく「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を担う者」の相互協力により地域福祉を推進していくことが求められています。地域福祉を推進していくうえで、踏まえるべき現状や課題、他の団体や行政の取り組みも重要な役割を担うことから、施策の展開全体が「地域福祉計画」であり「地域福祉活動計画」となります。

1-(1)-① 家庭・地域の「絆」をつくろう

現状と課題

- 近年の家庭は核家族化、少子高齢化、地域における地縁的なつながりの希薄化などの社会的影響を受け、地域や家庭の教育力の低下も進み、困りごとを抱えやすくなっています。
- 子育て中の世帯では、子育ての負担感や子どもの教育の仕方が分からないといった育児に関する悩みが生じ、高齢者世帯では、社会からの孤立や病気、介護に対する不安が募っています。
- 高齢者や子どもなど、社会的弱者に対する家庭の構成員による虐待、ネグレクト※、配偶者等からの暴力(DV※)が問題となっています。

取り組み方針

住民の役割

- 「お互いに顔や名前が分かって、あいさつし合う」「会えば世間話ができる」など、地域に住む人との関係性を築きましょう。
- 地域の民生委員・児童委員などを把握し、困った時には相談をしましょう。

地域・団体等の役割

- 地域の交流の場などで困っている方への相談先の情報提供を心がけましょう。
- 地域の集まりや組織など、身近な地域での相談機会を増やしましょう。
- 地域と関わりを持ち、地域が必要としている支援について検討しましょう。
- 活動を通して気になる人の存在に気づいたら、行政や専門機関、地域の相談役や社会福祉協議会に相談しましょう。

社会福祉協議会の役割

- 地域で活動する団体等と情報を共有し、必要に応じて支援を行います。
- 住民一人ひとりがつながりを意識することができるよう、地域福祉を推進します。
- 課題解決に向けた啓発、世代に応じた情報発信を行います。
- 関係機関と連携し、専門機関につなぐなど、課題解決の仕組みをつくります。

行政の役割

- 地域のつながりを構築するための支援を行います。
- 家庭教育支援の取り組みを推進します。
- 地域との協働のもとで、課題を抱えてしまいがちな人の把握に努めます。
- 課題の深刻化を未然に防ぐ仕組みをつくります。
- 青少年相談室の周知を図り、支援の充実に努めます。

取り組み内容

① 地域での「絆」づくり 住民 地域・団体等 社協 行政

- 高齢者世帯、一人暮らし世帯、その他支援を必要とする家庭や青少年に対し、自治会(区)役員、民生委員・児童委員、青少年指導員など、自治会運営や地域の担い手である方々などによる巡回や声かけを行い、現況を把握し、必要があれば地域・行政による支援を行います。

② 日常的な交流の促進 住民 地域・団体等 社協 行政

- 各自治会(区)やまちづくり協議会が実施するイベントや各種行事を支援し、地域の中でさまざまな世代間交流を行うことで、人への優しさや思いやりの気持ちが自然にあふれる「絆」の強い地域づくりを推進します。
- 課題解決に活用できる制度・情報が地域住民に行き届くよう、世代に合わせた情報発信の仕組みをつくります。

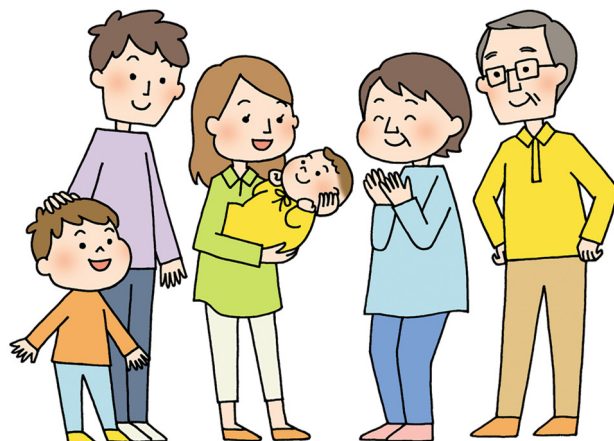
③ 課題を未然に防止する仕組みづくり 地域・団体等 社協 行政

- 支援を必要とする高齢者、乳児のいる家庭に対する個別訪問等を実施し、課題を未然に防止する仕組みづくりを実施します。
- 青少年やその家族のさまざまな悩みの相談を受け付け、支援につなげていきます。

用語
解説

ネグレクト：養育者による怠慢、無視、放置など子どもに対する不適切な保護や養育。

DV(ドメスティックバイオレンス)：夫婦間やパートナー間、元夫婦間の暴力のことで、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的など、あらゆる形の暴力が含まれる。



1-(1)-② 共に生きる「福祉の心」を育てる福祉教育の推進

現状と課題

- 住民アンケートにおいて、地域福祉計画の認知度は低い結果となりました。地域における助け合い、支え合いの福祉活動を活発にするために、まず「地域福祉」そして「地域福祉計画」の認知を広げていく必要があります。
- 地域福祉は、障がいの有無や年齢、性別などに関係なく地域に暮らす住民がお互いを認め合い、尊重し、共に生きる地域社会であることを基盤としています。地域・学校・行政・社会福祉協議会等が連携し、偏見や差別を無くしていくための人権教育・啓発活動を推進し、人権意識の醸成を図ることが重要です。
- 小中学校、高等学校においては、福祉体験学習や地域の中で「共に生きる力」を育む福祉教育を実践し、学校・家庭・地域の協働により、次世代を担う人材育成に取り組んでいます。
- 住民一人ひとりの意識の中に、互いに思いやり助け合う「福祉の心」を根付かせ、すべての人の人権が尊重され誰もが幸せに暮らせるよう、幼児教育や学校教育、生涯教育などあらゆる機会を通して福祉教育を推進することが重要です。

取り組み方針

住民の役割

- 地域づくりに関する講座や講演会の情報を気にかけて、福祉に限らない身近な地域をテーマとした活動や講座に参加しましょう。
- 世代や障がいの有無に関わらず、さまざまな人と関わりを持ち、地域における福祉について考えてみましょう。

地域・団体等の役割

- 活動を通して、身近な地域の福祉について、周囲の人と一緒に考える機会をつくりましょう。
- 福祉や地域に関する研修や講座に参加しましょう。
- 自分たちの取り組んでいることと、地域福祉との関係や関連を考えてみましょう。

社会福祉協議会の役割

- 地域で暮らす人たちが、互いを気にかける関係性が構築できるよう、交流の機会をつくります。
- 市の教育部門をはじめとする担当課と連携し、福祉教育の推進を図ります。
- 地域と連携し、福祉講座や地域座談会を開催します。

行政の役割

- 地域における助け合い・支え合いが根付くよう、地域共生社会や地域福祉に関する意識啓発を行い、住民認知度の向上を図ります。
- 地域における人権意識の醸成を図ります。
- 関係機関との連携による福祉教育の推進を図ります。

取り組み内容

① 地域福祉に関する普及啓発

住民

地域・団体等

社協

行政

- 社会福祉協議会と連携し、広報ひゅうがをはじめ、自治会(区)や団体などの会合やイベントなど、あらゆる機会を通じて、地域共生社会や地域福祉の周知啓発に努めます。
- 社協だよりやホームページを通して福祉に関する情報発信を行うほか、福祉に関する勉強会・座談会を開催し、住民の福祉への関心を高めます。
- 社会福祉協議会が実施している「赤い羽根共同募金」や「歳末たすけあい運動」のほか、今後はテーマ型募金やクラウドファンディング※の活用を検討するなど、多様な形での寄付への参加を呼びかけ、福祉に貢献する意識の醸成に努めます。

② 学校と地域での福祉教育の推進

住民

地域・団体等

社協

行政

- 小中学校や高等学校の福祉教育等の担当者と連携し、子どもたちの自主性や主体性を尊重した福祉教育を推進します。
- 子どもたちが教室で得た知識を地域で実践（サービラーニング※）することで地域の課題解決を図り、かつ社会的役割を感じることで豊かな心を育む人材育成につなげていきます。
- 福祉教育における子どもたちの学びを通して親(保護者)世代の福祉への理解を深めます。

用語
解説

クラウドファンディング：群衆(crowd)と資金調達(funding)を合わせた造語であり「個人や法人がプロジェクトを公開することで、資金を募る側と資金を提供する側を結びつける仕組み」のこと。

サービラーニング：社会活動を通して市民性を育む学習で、地域の中で主体性を持って意味ある経験をする、その経験を熟考し、振り返り、分析することの、ふたつの過程を結びつけた学習方法。



1-(1)-③ 進めよう健康づくり

現状と課題

- 全国的に食生活の乱れや運動不足・ストレスなどを原因とした、がん・脳卒中・糖尿病・腎臓病などの生活習慣病の増加が健康面の大きな問題となっています。
- 各種検(健)診の受診率は、国の目標値に比べると低い状況にあります。本市では「健康ひゅうが21計画(第2次)」を策定し、健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防と重症化予防、生活の質の向上に取り組んでいます。住民一人ひとりの健康づくりに対する意識改革を図るため、地域や関係機関・行政が一体となって健康づくりを進めていくことが必要です。
- 自殺による死亡要因はさまざまであり、不安や悩みの深刻化を防ぐため、家族や地域等の見守り、相談支援や居場所の提供、複合的課題に対応するための関係機関とのネットワークづくり等の取り組みが求められています。

取り組み方針

住民の役割

- 自らの健康を気にかかけ、検(健)診などを積極的に受けましょう。
- 普段の生活から、適度な運動やバランスの良い食事を心がけましょう。
- つらいと感じたり、行き詰まったような気持ちになったりした時には、一人で抱え込まず、専門の窓口などに相談してみましょう。

地域・団体等の役割

- 地域にある施設などの資源を活用し、健康づくりやスポーツに関するイベントを開催できないか、検討してみましょう。
- 周囲の人の変化に気づいたら声をかけ、相談窓口につなぎましょう。

社会福祉協議会の役割

- 健康に関する情報を発信し、住民一人ひとりの健康意識の向上に取り組めます。

行政の役割

- 住民一人ひとりが意識を高め、自ら生活習慣を振り返って、積極的に健康づくりに取り組めるよう、情報を発信します。
- 各種検(健)診を実施するだけでなく、受診勧奨にも取り組みます。
- 地域・関係機関・行政が一体となって心身の健康づくりを支援する環境の整備を進めていきます。

取り組み内容

1 健康なまちづくりの推進

住民

地域・団体等

社協

行政

- 住民一人ひとりが、健康に対する意識を高め、日常生活の中で主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康づくりに関するチラシの配布などを通して周知・啓発を行います。
- 各種検(健)診を実施し、検(健)診結果に基づくライフステージに対応した栄養指導の推進を図ります。また、住民が健康や病気に関する知識を得る機会を積極的に設け、各種検(健)診の受診率向上に努めることで、病気の早期発見・早期治療につなげます。
- 地域全体で食生活の改善や健康づくりに対する意識向上を図るため、食生活改善推進員と連携し、地域での健康づくりを支援します。
- たばこや飲酒の健康への影響について普及・啓発を図ります。
- 歯周病が引き起こすさまざまな病気や健康に与える影響について情報を提供し、歯の健康意識を高めます。(8020運動※の推進)

2 こころの健康の推進

地域・団体等

社協

行政

- 「こころの健康」についての知識の普及・啓発のための講演会の開催やNPOとの連携による電話相談・面接相談事業を行い、心身の健康に関する相談の場の確保に努めます。
- こころの不調に対して、早期発見・早期治療を促進するために、保健所等の関係機関と連携し、自殺予防対策に努めます。
- 「ゲートキーパー※養成講座」を開催し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人材育成に努めます。

用語
解説

8020運動：「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができるといわれている。

ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。



1 - (2)

「お互い様」のつながりをつくろう

高齢者も子どもも、障がいのある人もない人も、年齢、性別に関わらず、安心して暮らすことができる地域は、誰かが支え、誰かに支えてもらうといった一方的なものではなく、時には自分が支えられ、時には自分が誰かを支えるといった「お互い様」のつながりを持つ地域である必要があります。

そんな地域の実現のためには、住民一人ひとりと自治会(区)や保健・医療福祉、ボランティアなどの地域を構成する各種団体がつながり合うこと、そして一人ひとりが「やってみたい」と思った時に活動に参加できるよう多様な活動の場があることが重要です。

関連するSDGs



1-(2)-① ふれあい交流の場の拡大

現状と課題

- 高齢化率は、令和3(2021)年に32.1%となり、高齢者のみの世帯や高齢者の一人暮らしが増えています。高齢者の「孤立死」防止のため、地域の交流の場が必要です。
- 子育て中の人気軽に相談できる人がいない、地域とのつながりが希薄等の理由により、子どもへの虐待につながるというケースが生じています。
- 高齢者が、より身近に集まれる場所や、子育て中の親（保護者）が交流できる場所がほしいという意見があります。また、世代間を超えた交流も求められており、地域の中で交流の仕掛けづくりが求められています。

取り組み方針

住民の役割

- サロンなどの地域の活動に関心を持ち、参加しましょう。

地域・団体等の役割

- 周囲の人を地域の交流の場に誘いましょう。
- 強みや得意な分野を活動に生かし、ふれあい交流の場の活性化につなげましょう。

社会福祉協議会の役割

- 住民が気軽に社会参加できる活動として、ふれあいいいききサロン[※]や百歳体操を支援し、住民の孤立感解消や生きがいづくり、高齢者の介護予防を広げていきます。
- 団体等が行う交流の場の提供や新たな活動に対し、世代を超えたつながりができるよう働きかけを行います

行政の役割

- 身近な地域で、高齢者や子育て中の親（保護者）など世代を超えた交流ができる場をつくり、安心して暮らせる地域づくりを進めます。



取り組み内容

- 1 「ふれあいいいききサロン」と「子育てサロン[※]」の推進
 - 高齢者の孤立感の解消や居場所としての「ふれあいいいききサロン」と、子育て中の親子の閉じこもり防止や地域との交流を通じて育児支援となる「子育てサロン」を実施・推進します。
 - 地域とのつながりを深めるため「ふれあいいいききサロン」「子育てサロン」のボランティアとして地域住民の参画を促進します。
- 2 誰でも立ち寄れる「あずまのり」場所の創設
 - 空き家などを利用した地域住民がいつでも誰でも立ち寄れる場所の創設を推進します。
 - 属性を問わず多世代が集う参加支援の場として、サロンやコミュニティカフェを推進します。

用語解説

ふれあいいいききサロン：高齢者の生きがいづくりや孤立感の解消、福祉課題の把握と早期発見・対応等を目的として、住民主体で行っている地域福祉活動。

子育てサロン：地域の子育て世帯に対する育児支援を行うことを目的とし、子育て中の親子が気軽に集い、親（保護者）同士の情報交換や経験者による育児支援・相談を行える交流の場。市が「こども遊センター」に委託して実施しているものと、民生委員児童委員協議会と地域のサロンボランティアが実施しているものがある。

1-(2)-② みんなで守ろう生活ルール

現状と課題

- 日常生活における基本的なルールや生活圏域における地域のマナーが守られていない状況が見受けられます。
- 基本的な生活ルールについて、近隣や地域で丁寧に話し合いながら相互理解を深め、より効果的な課題解決のための対応策を行政と地域が一体となって検討することが求められます。

取り組み方針

住民の役割

- 地域で決められた生活ルールを改めて確認し、住みよい地域になるよう協力しましょう。

地域・団体等の役割

- 地域での生活ルールに理解が得られるよう、関係機関と協力して周知に努めましょう。
- 課題が生じた際には、行政や関係機関と連携し、対応策を検討しましょう。

社会福祉協議会の役割

- 地域での課題解決に向けて、自治会(区)やボランティア団体、NPO等と連携を図り、支援します。

行政の役割

- ごみの出し方や生活マナーなど、決められたルールについて、情報を発信し周知・啓発を行います。

取り組み内容

① 課題ごとの対応策の検討

住民

地域・団体等

社協

行政

- 地域で解決できることと、関係機関との連携が必要なことについて整理・検討します。必要に応じて、ワークショップなどを開き、対応策を検討します。
- 自治会(区)に加入していない人、さまざまな事情から区への加入が難しい人などに対しても、生活ルールを守って暮らすことができるよう、啓発の方法などを検討します。

② 相談体制の整備、対応策の蓄積・活用

住民

地域・団体等

社協

行政

- 相談窓口などの体制を整備し、効果のあった対応策を蓄積し、適切かつ迅速な対応に生かします。

③ 地域での啓発

住民

地域・団体等

社協

行政

- 自治会(区)への加入やごみの分別についてのチラシの配布のほか、区長会、班長会、各自治会(区)広報などを通じて継続的な意識啓発に努めます。

1-(2)-③ ボランティア活動への参加と推進

現状と課題

- 「日向ひょっとこ夏祭り」などのイベント、海岸や道路などの清掃、点訳・朗読・手話通訳、高齢者のごみ出しや買い物のお手伝いなど、地域のさまざまな場所や場面で団体や企業、個人がさまざまなボランティア活動を行っています。
- ボランティアは地域福祉の推進においても非常に重要な担い手の一つですが、高齢化による団体や担い手の減少といった課題が生じています。また、若い世代などにも地域のボランティア活動に興味を持ってもらうため、活動内容についても広く周知していく必要があります。

取り組み方針

住民の役割

- 地域にはどんなボランティア団体が活動しているのか、興味を持ちましょう。また、興味のあるボランティア活動に参加しましょう。
- ボランティア活動への理解を深め、困った時には活用しましょう。

地域・団体等の役割

- 地域内、市内において、お互いの団体の活動を知り、活動の幅を広げたり、連携を深めたりしましょう。
- 活動における困りごとは、社会福祉協議会や行政に相談し、対応策を検討しましょう。

社会福祉協議会の役割

- ボランティアの人材確保については、次代を担う若い世代や関係団体等にボランティア活動への参加を促します。
- ボランティア活動の担い手の育成を行います。

行政の役割

- ボランティア活動の情報発信、相談窓口のさらなる周知を図り、ボランティア活動を始める「きっかけづくり」に取り組みます。
- 市内におけるボランティア活動の状況を広く住民に周知し、参加者の掘り起こしや活動の幅を広げる支援をします。



① 講演会、活動発表、事例報告会の開催など住民に対する周知・啓発

住民

地域・団体等

社協

行政

- 「地域と市民活動フェスタ（オール日向祭）」等のイベントにおいて、さまざまな市民活動団体の活動発表や事例報告会等の機会を設け、市民活動団体やボランティア活動を行う市内NPOの活動状況を紹介するとともに、その意義や必要性について啓発を行います。

② ボランティア活動の参加促進と担い手の育成

地域・団体等

社協

行政

- 「ボランティア・市民活動センター※」や「市民活動支援センター※」の周知を図るとともに、登録団体の交流機会の創出や講座の開催を通して登録団体の育成、利用促進を図ります。
- ボランティア情報の「受け入れ」「発信」を行うとともに、ボランティア活動や市民活動への参加を希望する住民に対しての相談や体験の機会を提供することで、担い手となる団体の立ち上げ支援を行います。
- 「県下一斉ボランティアの日」などを通して、市民活動団体やボランティア活動を行う住民の活動意欲の向上を図ります。

用語
解説

ボランティア・市民活動センター：「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進すること」を使命とし、“地域で地域住民が地域住民を相互に支える仕組み”をつくるため、社会福祉協議会が設置している。ボランティア活動を行う個人・団体に対して活動の相談や調整、手続等の支援をしている。

市民活動支援センター：住民が自主的に取り組む「地域づくり活動」「ボランティア活動」などの活動を行っている団体や個人、興味のある住民の活動の拠点となる施設。研修や講座の開催、活動の場の提供、情報の発信等を行っている。



1-(2)-④ 障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり

現状と課題

- 知識不足や誤解から生じる障がいに対する偏見は、未だに解消されているとは言えません。障がいのある人が、身近な地域で共に生きる社会を実現するために、一人ひとりが差別や偏見といった心の障壁を取り除き、障がいや障がいのある人に対する正しい理解や認識、関心を深めていくことが必要です。
- 「日向市手話言語条例」に基づき、手話を「言語」として明確に位置づけ、すべての住民が円滑な意思疎通のできる暮らしやすい地域社会の構築を目指して、手話の理解促進と普及をはじめ、手話を使用しやすい環境づくりを推進しています。
- 令和3(2021)年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が改正され、これまで努力義務とされてきた事業者による合理的配慮が義務化されました。このような差別解消のための法改正を含む人権擁護と差別解消の取り組みについて、広く情報提供・啓発していくことが求められています。

取り組み方針

住民の役割

- 障がいのある人もない人も、互いの個性を尊重しあい、思いやりの心を大切にしましょう。
- 「心のバリアフリー化」のため、障がいについて正しく理解しましょう。

地域・団体等の役割

- 障がいの有無に関わらず、地域内での活動やイベントなどに誰もが参加できるようにしましょう。
- 地域の人材を生かしながら、誰もが支え合える関係づくりを進めましょう。

社会福祉協議会の役割

- 地域における障がいのある人の生活課題の把握に努め、関係機関と連携しながら対応・支援に取り組みます。
- 障がいのある人についての理解を深める機会を設けます。

行政の役割

- 障害者差別解消法などに基づき、障がいのある人への正しい理解と合理的配慮への取り組みについて周知を図ります。
- 手話の理解促進・普及の推進、手話を使用しやすい環境の構築により、ろう者が安心して意思の疎通ができる社会づくりを進めます。



1 啓発・学習 住民 地域・団体等 社協 行政

- 障がいに関する正しい知識について、広報ひゅうがやホームページ、フェイスブックへの掲載、市が主催する大会等でのチラシ配布に加え、さらに理解を深めるために「FMひゅうが」などのメディアを活用した啓発を行います。
- 市政出前講座を地域で開催し、住民へ合理的配慮についての理解を広げるとともに、地域において当事者及び関係者の話を聞く会などを開催し、学習を行います。また、民生委員・児童委員をはじめ、地域住民が障がいを正しく理解する研修の機会を設けます。
- 手話奉仕員養成講座や市民手話講習会を通じて、多くの住民が「手話」に接する機会の醸成をさらに進めます。

2 交流の促進 住民 地域・団体等 社協 行政

- 地域の行事に誰もが参加できるよう呼びかけたり、施設や病院の行事に参加したりして交流を深めます。
- 「日向市ふれあいフェスタ」をはじめとした、障がいの有無に関わらず交流ができるイベントの開催や、小中学校の児童生徒と障がいのある人とのふれあいの場を設けます。
- 障がいの有無に関わらずさまざまな住民の交流の場として、日向市障がい者センター「あいとぴあ」の活用を促進します。

3 地域の連携 住民 地域・団体等 社協

- 障がいの有無に関わらず、地域の課題を解決するために、区長や民生委員・児童委員、福祉・ボランティア団体等との連携を深めます。
- 地域における障がいのある人への理解を深め、障がいのある人もない人も尊重され、自分らしく生きることができる環境づくりを進めます。

4 当事者による情報発信 住民 地域・団体等

- 障がいのある人も、普段から地域とのコミュニケーションを大切にします。
- 当事者やその関係者自らが情報を発信して、障がいに対する理解を促すことに努めます。

基本目標1 一人ひとりが福祉の心を持ったまち 目標値一覧

1-(1) まず「我が事」の理解からはじめよう

主な指標	現状（令和3(2021)年度）	目標（令和9(2027)年度）
青少年相談室への相談件数	7件	14件
福祉教育実施回数	71回	78回
大腸がん検診受診率	8.1%	12.0%
特定健診受診率	33.8%	40.0%
ゲートキーパー養成講座実施回数・受講者数	年2回 81人	年3回 150人以上

1-(2) 「お互い様」のつながりをつくろう

主な指標	現状（令和3(2021)年度）	目標（令和9(2027)年度）
ふれあいいきいきサロン	62カ所	70カ所
ボランティア養成講座	7回	7回
ボランティア団体登録数	43団体	55団体
市民活動支援センターの利用者数	1,652人	3,980人
障がい者センター利用者数	5,676人	14,000人
日向市手話奉仕員養成講座の修了者数	コロナ禍による 開講数減のため修了延期	20人



基本目標 2

助け合い 支え合い いつまでも安全・安心なまち

2 - (1)

助け合いと支え合いの組織づくり

地域には、自治会（区）や医療、保健、福祉、教育などの地域を構成する各種団体などさまざまな組織があります。これらの組織は、地域における身近な福祉の担い手であり、行政や公的サービスだけに頼らない支え合う仕組みの中で重要な役割を果たします。

地域で活動するさまざまな組織がこれからも意欲的・自発的に活動を展開し、新たな活動にも挑戦できるよう、担い手不足の解消や組織同士のつながりの関係構築、そして新たな組織の立ち上げにも取り組んでいく必要があります。

関連するSDGs



2-(1)-① 地域で助け合い支え合い、福祉力を高める組織づくり

現状と課題

- 生活環境が豊かになる一方で、家庭環境の変化や人間関係の希薄化に伴い、近所付き合いの必要性への意識が薄れてきています。その結果、地域で支え合う関係を築くことができず、いざ困りごとが生じた時に身近な人との協力で解決する力が低下していることが考えられます。
- 少子高齢化と核家族化に加え、要援護世帯の見守りや子育て世帯への支援などのニーズが高まっているだけでなく、引きこもりや孤独・孤立といった課題に気づきづらいケースも生じています。

取り組み方針

住民の役割

- 地域にはどんな団体や組織があるのか、関心を持ちましょう。
- 日常の困りごとは隣近所で解決できないか検討し、難しい場合は地域の団体・組織、行政や社会福祉協議会に相談しましょう。

地域・団体等の役割

- 地域での見守りを実施し、誰もが安心して暮らすことのできる地域をつくりましょう。
- 地域で活動する他の団体との情報共有を進め、協力できる関係性を築きましょう。

社会福祉協議会の役割

- 住民が主体的に地域生活課題を「我が事」として捉え、地域活動に参画していけるように、自治会(区)に対し、地域福祉部設置等についての働きかけを行います。
- 既存の組織や団体等とも連携し、地域福祉を推進する取り組みを行います。

行政の役割

- 地域が連携した、一人ひとりを大切にする支え合いの仕組みづくりを支援します。
- 地域を構成する多様な団体による支え合いの仕組みづくりを支援します。



取り組み内容

① 地域福祉を推進する機関・団体との連携強化

地域・団体等

社協

行政

- 各地区のまちづくり協議会と合同での意見交換の場を設け、情報共有を行います。
- 福祉や保健、医療をはじめ、各分野における市全域での既存のネットワークとの情報共有や連携を図ることで、地域福祉と各分野のつながりを強化します。

② 住民主体による助け合いの体制づくり

住民

地域・団体等

社協

行政

- 自治会(区)や民生委員・児童委員等が連携した見守り活動を実施・支援することで、住民の主体的な支え合いの意識の向上や助け合いの体制づくりを進め、安心して暮らすことのできる地域づくりと生きがいづくりの推進を図ります。
- 地域における助け合い体制の基盤として自治会(区)単位を基本とした地域福祉部(地域福祉推進基礎組織)の設置を促進し、運営や活動の支援を行います。また、地域での勉強会や座談会を開催し、地域福祉部をはじめとした組織の活用方法の提案やフォローアップを行います。

③ 民生委員・児童委員の活動推進

社協

行政

- 民生委員・児童委員と関わりの深い地域の組織や団体、関係機関の取り組み状況、相談先について情報を共有することで、地域の身近な相談役として困りごとの相談や見守り活動など積極的な活動ができる環境をつくれます。
- 地域での説明会などを通して民生委員・児童委員の活動の理解と担い手確保に取り組み、自治会(区)全体での協力体制の構築を目指します。

④ NPO など多様な住民組織の活動支援

住民

地域・団体等

社協

行政

- NPOなどの多様な住民組織が、活動を充実していけるよう「市民活動支援センター」をはじめ地域資源を活用しながら、地域内の関係機関との連携強化、手続きや活動に関する相談支援を行います。

2-(1)-② 地域福祉の担い手になろう

現状と課題

- 現在、市内において 45 の自治会(区)が地域福祉部を設置し、地域福祉力向上のための取り組みを主体的に実践しています。今後は、自治会(区)を基本としながらも、地域の実情に合わせた地域福祉部の立ち上げや立ち上げ後のフォローアップが課題となっています。
- 自治会(区)への加入数の減少が大きな課題となっています。
- まちづくり協議会では、地域課題への対応などの取り組みが進められていますが、今後、地域を構成するさまざまな NPO が地域活動に参画できる仕組みづくりを視野に入れながら、新たな地区への協議会設立も推進していく必要があります。

取り組み方針

住民の役割

- 自治会(区)の機能について理解し、地域での活動に協力・支援をしましょう。
- 一人ひとりが地域の担い手という自覚を持ち、自分のことから活動を始めてみましょう。

地域・団体等の役割

- 行政だけでは対応できないサービスの提供者としての役割を担いながら、地域課題の解決へ向けて取り組みましょう。
- 施設や事業所は取り組みの自己点検を行い、改善を図るとともに、地域との交流を広げましょう。

社会福祉協議会の役割

- 市内の関係機関との連携を強化し、住民主体の福祉活動をサポートする体制を整えます。
- 元気な高齢者の活躍の機会として、地域の担い手育成に取り組み、住民主体の地域活動の活性化につなげます。
- 自治会(区)における「地域福祉部」の設置推進と地域福祉活動を担う人材を育成します。

行政の役割

- 自治会(区)への加入促進の取り組みを地域と連携して行います。
- 自治会(区)における「地域福祉部」の設置拡大など活動を支援しながら、地域福祉活動を担う人材を育成します。

取り組み内容

① 自治会(区)加入促進の取り組み

住民

地域・団体等

行政

- 行政、区長公民館長連合会、その他関係機関と連携して自治会(区)への加入促進を図ります。

② 地域福祉部設置や福祉推進員の活動推進

住民

地域・団体等

社協

行政

- 地域福祉部の設置拡大を進めるため、行政と社会福祉協議会が連携して説明会の開催などを進めるとともに、設置された地域福祉部が地域の実情にあわせて活動ができるよう、情報交換の機会や活動事例の提供といったフォローアップを行います。
- 福祉推進員と民生委員・児童委員の活動や情報の連携を強化し、地域に密着した福祉活動を推進します。

3 まちづくり協議会における地域福祉の推進

住民

地域・団体等

社協

行政

- 既存の4地区のまちづくり協議会に対する支援を継続するとともに、同協議会が行う健康の推進と福祉の向上を図るための活動が市内全域に広がっていくよう、新たな地区への協議会設立を支援します。

4 社会福祉法人等の機能強化と地域貢献の推進

地域・団体等

社協

行政

- 施設や事業所における自発的な事業やサービスの質の向上、正しい知識の習得のために研修等の受講を促します。また、施設や事業所の取り組み状況を随時把握・点検します。
- 社会福祉法の改正により社会福祉法人は公益性を備えた法人として、地域貢献への期待が高まっています。加盟する施設・事業所の横断的なつながりを構築するとともに、課題解決に向けた体制整備として、施設が持つ機能やそこに勤める専門職の能力を生かした取り組みを推進します。

5 関係機関との意見交換

地域・団体等

社協

行政

- まちづくり協議会の情報共有の機会として合同会議を行い、地域課題の解決に向けた意見交換を行います。
- 地域の多様な担い手が課題を共有し、解決に向けて協力して取り組みができるよう、情報共有や交流の機会づくりを進めます。

6 地域の多様な担い手の育成と取り組みの推進

住民

地域・団体等

社協

- 「地域福祉コーディネーター※」や「生活支援コーディネーター」が中心となり、地域住民のボランティアである「地域福祉サポーター養成講座」や「生活支援サポーター養成講座」を実施し、地域での助け合い・支え合いの担い手として活躍する人材育成及びフォローアップに努めます。

用語解説

地域福祉コーディネーター：地域住民とともに地域福祉活動を推進し「地域の福祉力」を高める役割を担う。日向市地域福祉コーディネーター連絡会（おせっ会）を組織している。



2 - (2)

進めよう 理解と共生・協働で
安全・安心なまちづくり

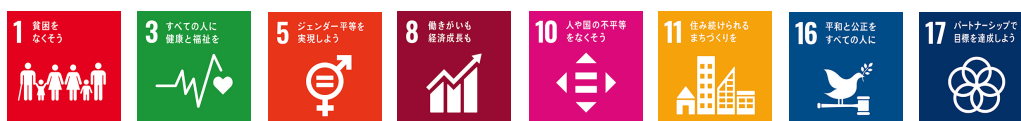
私たちは、地域社会の中で一人では生きていけません。一人ひとりの「ちがい」を認め合い、理解し、共に助け合って生きています。

「ちがい」を認めるということは、相手を認めることであり、言い換えれば相手の人権を尊重することでもあります。人の特性や福祉におけるニーズは一人ひとり異なっています。そのため、基本的なことを正しく理解することは非常に大切であり、さまざまな状況にある当事者と共に学ぶ機会を設けるなど、地域住民に啓発していくことも必要な取り組みになります。

また、地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政といった地域を構成する多様な主体が、それぞれの活動だけでなく地域全体の福祉の推進のために参加・協働していくことが重要です。

共に生きる「福祉の心」を持ち、地域の中で社会的な孤立や排除を無くし、誰もが役割を持って、助け合い、支え合いながら課題を解決することのできる「安全・安心な地域共生社会」の実現を図っていくことが求められています。

関連するSDGs



2-(2)-① 社会や企業の「共生力」を育てよう

現状と課題

- 労働者の子育て支援や介護を支える仕組みづくりは全国的な課題であり、国や地方自治体が企業・事業所などと連携しながら進めていく必要があります。
- 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの整備により、女性の就労条件は以前に比べ整備されてきましたが、子育てをしながら働くことや、家族の介護をしながら働き続けることが困難であるという現実が残されています。

取り組み方針

住民の役割

- 職場において多様な人が働くことができるよう、配慮や気遣いをしましょう。

地域・団体等の役割

- 企業・事業所は子育てや介護に対する理解を深めるとともに、子育てや介護をしながら働ける職場環境の整備に努めましょう。

社会福祉協議会の役割

- 共生力の考えを育む福祉教育を地域や企業に対して開催します。

行政の役割

- 働きやすい環境整備に向け、企業や事業所に対して情報発信を行うとともに、講座や意見交換会などを開催します。

取り組み内容

① 就業の場の現状と課題の把握、就業環境の整備促進

地域・団体等

行政

- 企業・事業所の代表や当事者、経験者などとの意見交換の場を設け、働きやすい環境整備に向けた課題などを整理します。また、就業環境の整備についても、その実現に向けて取り組みます。

② 企業に対する研修、啓発の計画的・継続的な実施

地域・団体等

社協

行政

- 企業・事業所に対し、育児休業・介護休業制度、労働時間短縮、フレックスタイム制[※]やテレワークの導入などについて啓発、研修を行います。また「くるみん認定[※]」を受けた企業に対する加点評価等についても広く周知を図り、企業におけるワーク・ライフ・バランス等の推進に努めます。

用語解説

フレックスタイム制：1カ月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働時間はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に設定して働く制度。

くるみん認定：子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）が企業に対して行う認定。企業が次世代育成支援対策推進法に基づいた行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けることができる。

2-(2)-② ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

- 年齢や障がいの有無に関わらず誰もが利用しやすいよう、公共施設のトイレの洋式化を推進しました。
- 社会環境の変化やライフスタイルの多様化などにあわせて、ユニバーサルデザイン※の理念に基づき、年齢や障がいの有無に関わらず、あらゆる世代に対応し、すべての住民が利用しやすい生活環境の整備が求められています。

取り組み方針

住民の役割

- バリアフリー※やユニバーサルデザインについて、理解を深めましょう。
- 心のバリアフリーを意識して、困っている人がいたら手助けをするなど、思いやりの気持ちを持ちましょう。

地域・団体等の役割

- 地域や団体での活動においても、心のバリアフリーの意識を持ちましょう。
- 地域での不便な箇所について把握し、改善が必要な箇所については、関係機関に連絡しましょう。

社会福祉協議会の役割

- 高齢者や障がいのある人等が、暮らしやすい地域をつくっていくために「心のバリアフリー」に関する福祉教育を推進します。

行政の役割

- ユニバーサルデザインの普及、バリアフリー化の促進などにより生活環境を整備するとともに、情報提供に努め、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組みます。

取り組み内容

1 住民、事業者に対する研修の実施

住民

地域・団体等

社協

行政

- ユニバーサルデザインや「心のバリアフリー」を学ぶ研修などの充実を図り、意識啓発に努めます。

2 公共施設の計画的な整備・改善

行政

- 多くの人が利用する建築物、公園、道路、駐車場の整備・改善においては「宮崎県人にやさしい福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づき、福祉団体と連携して整備内容を検討するなど誰もが使用しやすい施設整備に取り組みます。

3 住宅改修等に対する支援の充実

行政

- 障がいのある人や要介護認定者が、住み慣れた自宅での生活が送れるよう住宅改修に関する情報提供に努めるとともに、適切な補助を実施します。

用語解説

ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設などをデザインすること。

バリアフリー：高齢者や障がいのある人などの自立した日常生活や社会生活の障壁となるものを取り除くこと。

2-(2)-③ 住みよい生活環境の整備

現状と課題

- 生活環境の整備については、行政が主として取り組むことだけではなく、地域の危険箇所に対する改善策等については、一番詳しい地域住民のアイデアや活動で改善できる課題も多くあります。
- 公共の建物などには、建築年度が古くバリアフリー化が困難なものも存在します。また、市道等の老朽化により、路面の陥没など通行に支障が生じる事態が発生しています。計画的に整備・維持管理していくためには、大規模改修や修繕、定期点検などが必要となっており、これらを適切に維持管理していくため、施設総量を市の人口や財政状況に見合った数へと抑制しつつ、今後も存続させるべき施設については、計画的に整備を行っていくことが必要です。
- 障がいのある人もない人も共に生きる環境の整備・バリアフリーなまちづくりの推進が求められています。
- 令和4(2022)年に居住支援協議会※を設立し、高齢者や低所得者など、住まいの確保が困難な人を対象に民間賃貸住宅等への円滑な入居促進や生活の支援を行っています。
- 高齢化の進展により、自動車の運転に不安を抱える高齢者が増加することが予測されるため、自動車の利用を抑制し、高齢者や障がい者など誰もが安心して移動できるよう市民バスなどの地域公共交通を充実させることが必要です。

取り組み方針

住民の役割

- 住まいについて、困っていることがあれば、相談窓口を活用しましょう。
- 周囲の生活環境に関心を持ち、住みよい環境づくりのため、改善や整備に協力しましょう。

地域・団体等の役割

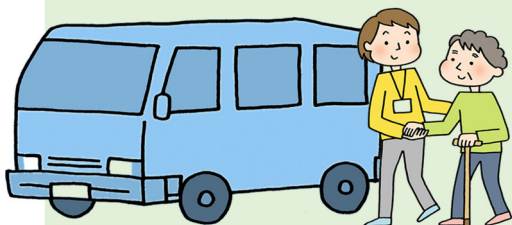
- 地域での清掃活動など、誰もが住みよい環境づくりを推進しましょう。
- 居住支援協議会に参加し、それぞれの役割のもと居住支援の充実に向けて取り組みます。

社会福祉協議会の役割

- 住み慣れた地域でいつまでも暮らせる地域社会を目指すために、自治会(区)において地域福祉を推進します。
- 居住支援協議会に参加し、社会福祉協議会としての役割のもと居住支援の充実に向けて取り組みます。

行政の役割

- 行政と地域住民がお互いの知恵やアイデアを出し合うことで、より効率的な整備・改善を目指します。
- 課題やニーズを把握するため、障がい者団体をはじめ各種団体等の意見を聞く機会を設けるなど、当事者参画を促進します。
- 居住支援協議会の共同事務局としての運営と関係団体の連携の円滑化に取り組むとともに、居住支援サービスの充実を図ります。
- 施設総量の縮小や適切な維持管理、計画的な整備改善に取り組めます。
- 市民バスの利便性を高めていくほか、路線バス、鉄道など幹線交通との相互連携を図り、誰もが利用しやすい地域公共交通ネットワークの充実を図ります。



取り組み内容

① 住民参加による危険箇所等の点検・計画的整備

住民

地域・団体等

行政

- 障がい当事者や支援者、関係団体の参加による「まちなみ点検※」の実施報告を受け、誰もが住みやすい環境づくりのため、計画的な整備を進めます。

② 市道や橋梁の定期点検の実施

地域・団体等

行政

- 市道や橋梁のパトロールや定期点検を実施し、通行危険箇所の早期発見と早期対応に努めます。

③ 市営住宅の整備と維持管理

行政

- 市営住宅の居住環境の向上や施設の長寿命化を図るため、施設の状況を的確に把握し、適切な維持管理に努めます。
- 快適な居住環境を提供するために「日向市公営住宅長寿命化計画」に基づく効率的・計画的な施設の改修、改善に努めます。
- 「日向市公営住宅中長期整備計画」に基づき、施設の総量縮小に向けて取り組みます。

④ 住まいの安定した確保

地域・団体等

社協

行政

- 居住支援協議会において、住宅確保要配慮者に関する情報を共有し、関係団体の連携のもと、居住支援サービスの充実に向けて取り組みます。
- すべての住民が住み慣れた地域において、共に支え合いながら、安心して自立した生活を送ることができるよう、本市が進める「コンパクト+ネットワーク※」型都市構造の実現を目指します。

⑤ 市民バスの維持・強化

地域・団体等

行政

- 市街地エリアを運行する「ぷらっとバス」、南部エリアと市街地エリアを結ぶ「南部ぷらっとバス」の路線維持・充実を図るとともに、予約型の「乗合バスとうごう」「乗合バスなんぶ」「乗合タクシーほそしま」については、利便性の向上に向けた新たな交通システムの導入を検討します。

用語解説

居住支援協議会：低所得者や高齢者、障がいのある人、子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を必要とする方と賃貸住宅の賃貸人に対して情報の提供や円滑な入居の促進に関して協議を行う組織。

まちなみ点検：障がいのある人が、関係者や行政担当者とまちを歩きながら道路、歩道の状況、段差、災害時の避難経路のブロック塀、看板落下物等の危険性などの現地確認を行う取り組み。

コンパクト+ネットワーク：人口減少・少子高齢化が進む中、地域の活力を維持し、生活に必要なサービスを確保するため、人々の居住や必要な都市機能をまちなかなどのいくつかの拠点に誘導し、それぞれの拠点を地域公共交通ネットワークで結ぶ、コンパクトで持続可能なまちづくりの考え方。

2-(2)-④ 災害時に備えた支援体制の充実

現状と課題

- 大規模災害時には、道路や交通機能の混乱、同時多発する火災などにより、消防や警察などの公的機関が十分に対応できなくなる可能性があります。
- 局地的な集中豪雨により発生する河川の氾濫や土砂災害に対し、事前の危険箇所の把握やあらかじめ避難場所を決めておくといった日ごろからの備えが非常に重要となります。
- 近年、自治会(区)、自主防災組織をはじめ、事業所などでの防災訓練は、コロナ禍で実施できない状況があります。一方で住民の防災に対する関心は高まってきており、地域の防災力向上への積極的な取り組みが進められています。
- 地域に応じて適切な避難行動がとれるよう、自治会(区)における「地区防災計画※」や避難行動要支援者対策※として「個別避難計画」の策定を進めていく必要があります。

取り組み方針

住民の役割

- 自主防災組織や地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 日頃から顔の見える関係を構築し、いざという時に助け合えるようにしましょう。
- 災害に備え、食料や水、生活必需品など非常用持出品を準備しておくとともに、避難場所や避難ルートの確認を行いましょう。

地域・団体等の役割

- 自主防災組織の活動を通して、地域の防災意識を強化しましょう。
- 高齢者や障がいのある人及びその支援者となる人にも防災訓練への参加を促すなど、避難行動要支援者対策の視点を盛り込みましょう。

社会福祉協議会の役割

- 平時より災害に備え、災害ボランティアセンター設置運営訓練等を実施し、地域で活動する災害ボランティアの育成を進めます。
- 災害時に備え、平時から行政、関係機関との連携体制の構築を進めます。
- 住民ボランティアや企業ボランティア等とも平時から連携し、災害時に備えた支援体制の充実を図ります。

行政の役割

- 地域の防災訓練への支援などを通じて、行政や消防、消防団、自治会(区)、自主防災会、家庭、個人それぞれの役割分担を明確にし、連携して対応していきます。
- 避難行動要支援者名簿の共有や情報の更新を図ります。
- 非常時には、防災行政無線やホームページなど、多様な手段を用いることにより、迅速な防災情報、避難情報を発信します。

用語解説

地区防災計画：地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する計画。

避難行動要支援者対策：災害発生時等に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人の同意のもと要支援者名簿を作成し、警察や消防、自主防災組織、自治会(区)、民生委員・児童委員等に提供することで、避難支援や安否確認等に役立てる取り組み。

取り組み内容

1 地域における防災訓練や防災研修などの開催

住民

地域・団体等

社協

行政

- 自治会(区)や自主防災会、学校、事業所などが主催して実施する防災訓練や防災研修に、行政や消防など関係機関と連携しながら取り組み、要配慮者も考慮した誰もが訓練に参加できる防災活動となるように努めます。
- 訓練を通じて、要配慮者にも対応した避難所の自主的な運営への支援を行います。

2 地域における災害危険箇所等の状況把握

地域・団体等

行政

- 日向市区長公民館長連合会が調査・提出している「災害危険箇所等調査の結果」や「防災・減災に関する要望書」の状況を把握し、住民の安全・安心の確保を図るための整備を進めます。
- 防災に関する情報やハザードマップなどは、随時情報を更新します。

3 地区防災計画の策定

地域・団体等

行政

- 地域の地形や特色などを盛り込んだ地区防災計画の策定を進め、地域の防災力向上に努めます。

4 避難行動要支援者対策の推進

地域・団体等

行政

- 一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、障がいのある人などを、災害時に地域で支え合う体制づくりを進めるために「日向市避難行動要支援者名簿」の周知と理解の促進に努めます。
- 「日向市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、名簿情報の外部提供に同意した方については、名簿を関係機関で共有し、地域の実情を踏まえながら、個別避難計画の作成を推進します。

5 多様な情報伝達手段の確保

社協

行政

- 非常時における情報伝達のため、市が運用する「防災情報配信サービス」登録の促進のほか、SNSの活用など、多様な手段を用いた情報発信に努めます。

6 災害用備蓄品の整備

地域・団体等

社協

行政

- 「日向市備蓄計画」に基づき、食料や飲料水、避難所用資器材などの備蓄を進めます。
- 非常用持出袋の準備や3日分の食料など、各家庭における備蓄の啓発を行います。
- 復興・復旧に必要な備品の確保に努めます。

7 防災士の養成と支援

住民

地域・団体等

社協

行政

- 地域の防災リーダーを育成するため、防災士養成の支援を行います。

2-(2)-⑤ 孤独にならない、孤立しない関係づくり

現状と課題

- 社会的な孤独・孤立の問題は、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で深刻化しており、全国的に児童生徒の不登校が増加傾向にあります。
- 本市においても、閉じこもり傾向になりがちな高齢者が今後も増加していく見込みであることや、親子のふれあいの機会が不足している家庭がみられることから、誰もが孤独・孤立となってしまうリスクがあると言えます。
- 児童生徒については、学校と連携した居場所づくりや相談等の支援が、孤立リスクの高い一人暮らし高齢者や産後間もない子育て世帯に対しては、見守りや訪問による支援が必要です。

取り組み方針

住民の役割

- 悩みごとは一人で抱え込まず、周囲の人や相談窓口にご相談しましょう。
- スポーツや趣味活動など、生きがいにつながる活動に積極的に参加しましょう。また、地域の人と身近に相談できるような関係づくりに努めましょう。

地域・団体等の役割

- 子どもがいる世帯やひとり親世帯、一人暮らし高齢者世帯が孤立しないよう、見守り体制の充実に努めましょう。

社会福祉協議会の役割

- 当事者やその家族に対し相談窓口を周知するとともに、必要に応じてアウトリーチ※による実態把握を行います。
- 同じ悩みを抱えている人同士が交流できる場の充実に努めます。
- 社会的な孤立を防ぐための環境づくりに向けて、地域との連携を図り、全市的な視野に立ち早期発見・早期対応のネットワーク構築に努めます。

行政の役割

- 趣味の講座やスポーツのような生きがいにつながる居場所の提供に努めます。
- 孤独・孤立を感じている人に対し、相談や悩みを受け入れられる体制を構築します。
- 不登校の児童生徒や一人暮らし高齢者、産後間もない子育て世帯等、特に孤立リスクの高い方に対し、関係機関と連携した見守り活動やアウトリーチを含めた相談支援、多様な居場所づくり等により孤立防止に努めます。

用語解説

アウトリーチ：自発的に援助を求めてこない利用者に対するアプローチの方法で、専門職員などが地域に積極的に出て利用者と対面し潜在的なニーズを表に出せるよう援助していくこと。

取り組み内容

1 相談支援の充実 地域・団体等 社協 行政

- 関係機関と連携し、ひきこもりや窓口を訪れることが困難な人、支援が必要でも声をあげられない人にも対応できるよう、さまざまな内容を受け止める相談窓口体制の整備に努めます。

2 子育て世帯の孤独・孤立対策の推進 地域・団体等 社協 行政

- 「こんにちは赤ちゃん訪問」等の実施を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや親(保護者)の状況を早期に把握します。
- 子育て期の親(保護者)に、親子グループや子育てサークルなどへの参加を促します。
- NPOなどが実施している「子ども食堂※」をはじめとした、地域における子どもとその親(保護者)の居場所に関する情報を、支援を必要としている子育て世帯に向け発信します。

3 児童生徒への孤独・孤立対策の推進 社協 行政

- 学校や家庭の問題など、複雑化・多様化する不登校の問題を相談できるようスクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※による相談体制の充実と必要な支援に取り組みます。

4 高齢者の孤独・孤立対策の推進 地域・団体等 社協 行政

- 各種イベントやセミナーの開催、住民が自由に集える場の提供等、地域につながりを持てる機会を増やすことで、高齢者が自らの生きがいと役割を見出せる地域づくりを進めます。

5 介護者などの孤立化の予防 地域・団体等 社協 行政

- 高齢者の介護者には、家族介護者教室開催事業※などへの参加を促し、仲間づくりを促進して孤立化の予防を図ります。また、障がいのある人の養護者の負担を軽減するために、必要な福祉サービスの利用促進や地域における支援ネットワークの構築に努めます。

用語解説

子ども食堂：さまざまな理由により家庭で満足な食事をとることが難しい子どもたちに、あたたかい食事や居場所を提供する活動。

スクールカウンセラー：教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

スクールソーシャルワーカー：子どもの家庭環境に関する問題に対処するため児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。

家族介護者教室開催事業：高齢者を介護している家族や介護に関心のある住民等を対象に、介護方法や介護予防を目的とした地域支援事業に関する知識、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための研修などを行う事業。

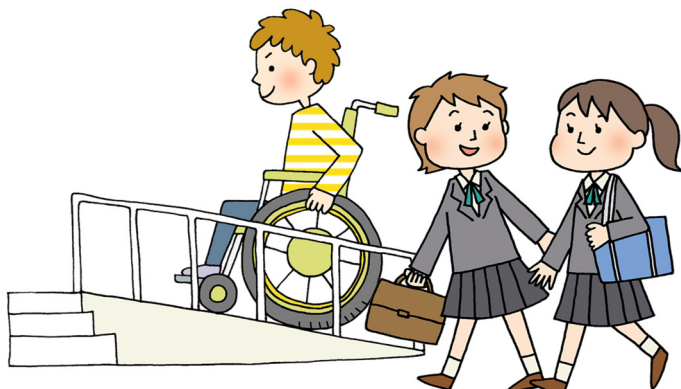
基本目標2 助け合い 支え合い いつまでも安全・安心なまち 目標値一覧

2-（1）助け合いと支え合いの組織づくり

主な指標	現状（令和3(2021)年度）	目標（令和9(2027)年度）
自治会(区)加入率	64.4%	67.1%
「地域福祉部」を各自治会(区)に設置	45 区	56 区
まちづくり協議会の設置数	4 地区	6 地区
生活支援サポーター養成講座修了者（累計）	199 人	310 人

2-（2）進めよう 理解と共生・協働で安全・安心なまちづくり

主な指標	現状（令和3(2021)年度）	目標（令和9(2027)年度）
企業・事業所との意見交換	2 回	2 回
長寿命化計画に掲げた公営住宅の改善戸数	118 戸	526 戸
居住支援協議会の支援によるマッチング件数	－	6 件
市民バスの年間利用者数	64,038 人	81,100 人
地域防災訓練などへの年間参加者数	11,760 人	25,000 人
地区防災計画の策定（累計）	4 地区	13 地区



基本目標3

福祉サービスの維持・向上で自分らしく暮らせるまち

3 - (1)

広げよう連携交流 構築しようネットワーク

近年の社会の変化に伴って、地域福祉を取り巻く環境は著しく変化してきており、住民一人ひとりが抱える生活課題は、福祉だけでなく医療や保健などさまざまな分野にまたがるものへと複雑化・多様化しています。誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、困りごとが生じた時にいつでも気軽に相談できる体制が整備されていることが重要です。

福祉の分野では、高齢者福祉を中心とした「地域包括ケアシステム」や生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」のほか、地域に関わる包括的かつ重層的な支え合いの関係づくりを目指す「重層的支援体制」の構築に向けた取り組みなど、ネットワークづくりが推進されています。今後は包括的な支援体制を構築していくために、各種制度やサービスの種類、住民、地域・団体等、社会福祉協議会、行政などの垣根を越えて、お互いがつながり合うネットワークが必要です。

地域に暮らす一人ひとりの困りごとが適切な支援につながるために、そして地域における福祉活動の促進のためにも、住民が抱える問題を起点として専門分野や縦の組織関係などを越えた横の連携を強め、情報共有を図るなど、支援体制の整備・充実が求められています。

関連するSDGs



3-(1)-① 地域包括ケアシステムの構築から深化・推進へ

現状と課題

- 高齢者人口が増加し続ける中、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するため、また、認知症になっても地域で支え合うことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図る必要があります。
- 年齢が上がるにつれ、外出をためらい閉じこもりがちになる傾向が顕著になっています。高齢者一人ひとりが地域でつながりを持ちながら生活していくためには、少子高齢化や核家族化などによる住民同士の関係の希薄化を解消し、地域の支え合い機能を強化していく必要があります。
- 少子高齢化の進行に伴い、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が増加しています。これらの世帯に対する地域での見守り支援が求められています。
- 8050 問題やダブルケアなど、家庭の課題が複合化し、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは、適切な解決策を講じることが難しいケースも出てきています。高齢者福祉分野だけではなく、福祉に関係する各課の連携や関係団体とのより強く、広いネットワークの構築が必要です。

取り組み方針

住民の役割

- 高齢者福祉サービスや介護保険サービスについての情報を収集し、適切に利用しましょう。

地域・団体等の役割

- 地域全体で高齢者や障がいのある人などを支える取り組みについて、検討しましょう。
- 百歳体操などの運動を実施し、地域ぐるみでの健康づくりに取り組みましょう。

社会福祉協議会の役割

- 高齢者福祉分野における社会福祉協議会の役割や活動内容について周知します。
- サービスに関する相談については、情報提供のみにとどまることなく、適切なサービス利用につながるよう配慮します。
- 多機関・多職種の分野を越えたつながりの構築を推進します。
- 地域の福祉力を高める取り組みを通じて、高齢者をみんなで支える地域づくりを推進します。
- 住民主体の通いの場(百歳体操等)の活動が、市内全域に広げられるよう取り組みます。
- 介護予防などの情報を発信し、住民一人ひとりの健康意識の向上に取り組みます。

行政の役割

- 介護状態の重度化防止の取り組みや介護予防事業、地域での介護予防活動の充実を図ります。
- 医療と介護の連携によるサポート体制の整備や専門職による的確な対応など支援体制の充実を図ります。
- 認知症に関する啓発活動や生活支援体制の充実を図ります。
- 高齢者の支援を地域で包括的に確保する「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進させ、障がいのある人、子ども、生活困窮者の支援へと広げ、全世代型の包括的な支援体制づくりを目指します。



取り組み内容

① 地域ケア個別会議の深化・推進 地域・団体等 社協 行政

- 地域ケア個別会議のさらなる深化・推進を図り、医療と介護の連携による生活の質の維持向上、自立支援・要介護度の重度化防止・維持・改善及び専門職のスキル向上を目指します。

② 圏域別地域ケア会議の充実 地域・団体等 社協 行政

- 圏域別地域ケア会議の充実を図り、地域の困りごとを把握し、地域の力で解決に向けた検討を行います。

③ 高齢者福祉サービスの充実 地域・団体等 行政

- 重度な介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう医療・介護サービスの充実に努めます。
- 介護状態になっても自立、維持、悪化の防止ができるよう、自立支援型介護サービスの充実に努めます。
- 介護状態にならないよう、介護予防サービスの充実に努めます。
- 認知症の人の容態に応じた適切な医療、介護サービスの提供体制の整備に努めます。
- 住民主体の通いの場である百歳体操を広める等、さまざまなアプローチで介護予防の推進に努めます。

④ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 地域・団体等 行政

- 高齢者を対象に、地域の抱える課題の特定などを目的とした調査を実施します。

⑤ 高齢者を地域の力で支える仕組みづくり 地域・団体等 社協 行政

- 高齢者個人や地域の困りごとを受け止め、解決を図るために、生活支援体制整備事業の充実を図ります。
- 高齢者クラブ、地域住民、ボランティアなどのNPOによる高齢者の支援体制の整備を図ります。
- 地域における高齢者への支援の充実を図るため、生活支援サポーターの養成を実施します。

⑥ 認知症の方に対するサポート体制の充実 地域・団体等 社協 行政

- 認知症の人やその家族に対するサポート体制を強化するため、認知症初期集中支援チームの充実を図ります。
- 認知症に対する正しい理解を進めるために、認知症事業である「認知症図書館」や「認知症カフェ」「認知症にやさしいお店♡事業所」等の取り組みの周知を行うとともに、地域住民等の利用につなげていきます。
- 認知症のある人を地域の力で支えるため、認知症サポーターの養成・充実を図ります。

⑦ 全世代型地域包括ケアの仕組みづくり 地域・団体等 社協 行政

- 高齢者だけでなく、障がいのある人や子ども、生活困窮等の複合化した課題を丸ごと受け止められるように、医療・介護・福祉等の多分野の専門職や団体等と連携を図りながら、全世代型の地域包括ケアの仕組みづくりを行います。

3-(1)-② 相談体制の構築

現状と課題

- 少子高齢化や地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が著しく変化し、住民の抱える福祉ニーズが複雑化・多様化しています。介護や子育て、障がい、生活困窮、ひきこもりなど複合的な課題を抱える世帯が増加しています。
- 高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」や生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」など、制度ごとのネットワークづくりが推進されています。各分野で構築されているネットワークを全世代・全対象へ広げ、すべての人が暮らしの中で困った時に、問題をいつでも気軽に相談できる体制の整備が求められています。
- 医療、保健、福祉、教育、その他関係する専門機関のお互いの専門性を越えた異分野間の連携体制の充実が求められています。
- 地域住民の安全・安心な生活を確保するために、地域に密着した活動に取り組んでいる民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターや自治会（区）などの組織の連携・協力が不可欠となっています。

取り組み方針

住民の役割

- 個人や家族で悩みを抱え込まず、相談機関を利用しましょう。
- 「福祉の支援を受けたい」「福祉の制度のことを知りたい」「新しい福祉の課題や解決策について相談したい」等、困った時や情報が欲しい時は進んで相談窓口を活用しましょう。

地域・団体等の役割

- 福祉のことで相談したいけれど、どこに相談すればいいのかわからない人に相談窓口を教えましょう。

社会福祉協議会の役割

- 多機関協働事業所[※]として、既存の包括的相談支援事業所からの相談に応じ、分野ごとの連携の仕組みだけでは対応できない課題に対し、関係機関とともに解決を目指します。
- 相談支援体制の充実を図りながら、地域住民・地域の関係者にも課題を提起し、地域力で解決できる体制整備に取り組みます。

行政の役割

- 困りごとを抱えた住民が困りごとの軽減や解決を図ることができるよう、各種相談窓口の機能強化を図るとともに、関係部署や関係機関との連携を強化します。
- 障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもに対し、学校や療育機関、医療機関等の多機関が連携し、ライフステージに応じた適切な支援に取り組みます。

用語解説

多機関協働事業所：重層的支援体制整備事業において、既存の包括的相談支援事業所をサポートし、包括的な支援体制の構築を支援するため、単独の支援機関では対応が難しい複合化した事例の調整役を担い、重層的支援会議等における協議を通じて、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める機能を果たすもの。

取り組み内容

1 相談機関のネットワークづくり

住民

地域・団体等

社協

行政

- 子育て世帯、高齢者、障がいのある人、生活困窮者などが抱える全世代の複合的な課題に対応するため、福祉に関する相談が一元的にできる体制について検討します。
- 行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、障がい者相談支援事業所、自立相談支援機関等のあらゆる機関や団体がそれぞれの役割分担を整理し、ネットワーク化を図ります。

2 関係機関との連携強化

地域・団体等

社協

行政

- 「住民に身近な圏域」において、多種多様で、複合的な生活課題や福祉課題の相談に対応するために、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自立相談支援機関、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政などに設置されているさまざまな相談支援機関の横断的な連携強化を図ります。

3 各種相談窓口の周知

地域・団体等

社協

行政

- 広報ひゅうがや社協だよりのほか、ホームページ、自治会(区)、関係機関の情報誌などで、各種相談窓口の周知を図ります。

4 職員や各種相談員の資質向上

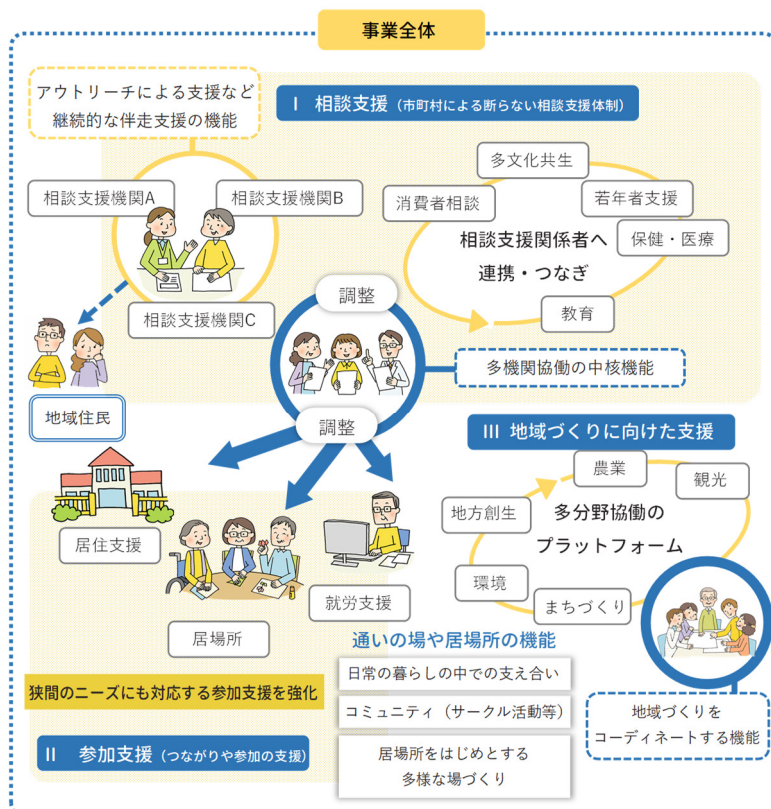
地域・団体等

社協

行政

- さまざまな相談に必要な技術や知識を習得するため、職員や各種相談員の資質向上に努めるとともに、組織内の連携、関係機関及び専門的な相談機関との連携を強化します。

重層的支援体制整備事業とは



資料：厚生労働省「地域共生社会の推進に向けた「かわら版」第2号」掲載図を参考に作成

3-(1)-③ 包括的支援体制の整備・充実

現状と課題

- 介護、子育て、障がい、病気等に加え、住まい、就労を含む活躍の場の確保、家計、教育、そして孤独・孤立など複雑化・多様化した課題を抱え、従来の福祉サービスの枠組みを越える支援を必要とする人が増えています。
- 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができるように、誰もが生活全般に関する問題をいつでも気軽に相談できる体制、福祉サービスを本当に必要としている人に、必要なサービスを提供することができる環境の整備が重要になっています。
- 複雑化・多様化する生活課題、福祉課題に対応するために、地域生活課題を包括的に受け止め、多機関の協働・連携強化を図り、包括的に対応・支援できる体制づくりが必要になっています。
- 介護、障がい、子育てといった分野別ではなく、行政、社会福祉協議会、地域の団体や機関、事業所、そして住民一人ひとりが互いにつながりあい、支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」をさらに推進していく必要があります。

取り組み方針

住民の役割

- 困りごとや課題への対応のため、いざという時の相談先を把握しましょう。

地域・団体等の役割

- 地域福祉に関わる団体などは、それぞれの社会的な役割を十分に果たすとともに、団体間の連携強化に努めましょう。
- 支援が必要な人たちに密着した福祉活動を展開するため、地域の課題について協議し、その地域の自治会(区)や関係する個人や団体、機関との連携を図りながら「地域のネットワーク」を構築しましょう。

社会福祉協議会の役割

- 多職種・多専門職が連携し地域の課題や支援体制について協議できる場を設けます。
- 地域での支援体制構築のため地域で活動する団体を支援します。
- 制度の狭間にある生活や福祉の課題を抱えた人に寄り添った支援をします。

行政の役割

- 課題を包括的に受け止め、必要に応じて支援機関につなぐことができるよう、医療、保健、福祉、教育などの多職種・多専門職が分野を越えた横断的な連携体制を構築します。
- 地域の生活課題や福祉ニーズは、地域によって異なることから、地域に合った支え合いの仕組みづくりを検討します。

取り組み内容

① 医療・介護・福祉など異分野・多専門職の連携強化 地域・団体等 社協 行政

- 効率的・効果的な支援体制を図るため、医療、介護、福祉等をはじめとした異分野、多専門職の連携体制の充実を図るとともに、連携効率化を目的にICT※の導入・充実を図ります。

② 地域で丸ごとサポートする仕組みづくり 住民 地域・団体等 社協 行政

- 地域住民、企業、NPO法人などとそれを支える行政、社会福祉協議会との協働による地域づくりを進めていきます。
- 子どもや高齢者、障がいのある人、生活困窮者、ひきこもり、外国にルーツのある人、性的少数者、犯罪から立ち直ろうとする人など、さまざまな事情により支援を必要とする人を早期に発見し、支援につなげる見守り体制の充実を図るために、声かけやあいさつ運動など日常적인見守りを含めた地域のネットワークづくりを推進します。
- 地域における福祉の担い手が、情報共有や知識・技術の習得ができる機会を設けます。
- 社会福祉協議会に相談支援包括化推進員※、地域力強化推進員※、地区担当職員を配置し、個別支援と地域づくりの包括的支援体制を構築します。
- 民生委員・児童委員や地域福祉部と連携し、地域において困りごとを抱えている世帯が見受けられる場合には、伴走型やアウトリーチ型の支援を行います。

③ 包括的支援体制の整備 住民 地域・団体等 社協 行政

- 重層的支援体制整備事業において、専門機関による支援体制の充実や各種機関、事業所などとの相互連携強化を図りながら、支援が必要な人へ、適切なサービス提供ができる仕組みづくりに努めます。
- 民間企業やNPOなどが行っている福祉活動や、地域住民による支え合い、公的支援などが連携し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制の整備を図ることで、子どもや高齢者、障がいのある人、子育て世帯など、誰もが適切な支援を受けられるよう努めます。

用語解説

ICT：Information and Communication Technology の略称で「情報通信技術」を意味する。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

相談支援包括化推進員：分野ごとの相談支援機関では、受け止めきれなかった制度の狭間の課題を抱えた相談等に対し、包括的相談支援事業所や各種関係機関、地域関係者とも連携しながら対応にあたる人材。多機関が協働し、包括的な相談支援体制の構築を行う。

地域力強化推進員：把握した課題を専門職だけでなく、地域とも連携しながら課題解決を図り、地域でのつながりや支え合いを再構築していくコーディネート役を担う人材。住民にとって身近な圏域で地域力を強化していく。

3 - (2)

地域の課題を解決する体制強化

福祉分野においては、ニーズの多様化によってさまざまな分野で、さまざまなサービスが生まれています。

しかし、サービスが充実されていく一方で、サービスの多様化により支援を必要とした際にどんなサービスがあるのか、どのように組み合わせればよいのかが分からなくなるといった課題が生じています。また、公的な福祉サービスは、全国共通の基準で決められており、一定の条件に該当する場合のみに提供されることとなっており、それを満たしていない場合や、個人の特殊な事情があった場合には必要なサービスを受けられないケースも生じています。

さらに、近年では、希望するサービスが受けられない、さまざまな制約でサービスが提供できないといった「制度の狭間」「地域間の格差」といわれるケースをはじめ、複雑化・多様化する生活支援ニーズへの対応は、既存の制度だけでは対応しきれないことが増えています。

今後は、サービスを受ける条件の緩和や提供内容の充実・改変など、的確な福祉ニーズの把握に基づく対応が求められます。また、既存の制度を見直し、その狭間を埋めるために行政や社会福祉協議会が中心となって専門機関や関係団体と連携し、検討していく必要があります。そして地域の課題やニーズを捉え、必要な福祉サービスや支え合い活動を地域に密着してコーディネートできる仕組みとして、相談窓口の連携強化や相談支援体制の充実も必要となります。住民、関係機関、行政が一体となって福祉サービスの充実を図り、不足すれば補い、必要なものはつくりだしていくといった積極性が求められています。

関連するSDGs



3-(2)-① 伝わる・広がる情報の発信

現状と課題

- 介護保険サービスや障がい福祉サービスなど、公的サービスや支援の制度は、充実が進む一方で内容の複雑化や制度自体が分かりづらいといった現状があります。
- 情報を発信する際には、サービスや支援を必要としている人に、正しく、分かりやすく伝わるような配慮が必要です。
- ほかの地域で活動している団体などの活動事例を共有することで、活動に幅を持たせたり、新たな取り組みを始めたりといった自発的な活動促進につなげていく必要があります。

取り組み方針

住民の役割

- 市や社会福祉協議会、関係機関や団体が発信する情報を得て、積極的に活用しましょう。

地域・団体等の役割

- 日頃から地域で、福祉サービスについて情報交換をしましょう。
- 地域や団体での取り組みを発信しましょう。

社会福祉協議会の役割

- 社協だよりをはじめとした、社会福祉協議会が発行するリーフレットや情報誌において、地域で活動する団体や福祉サービス、福祉に関する啓発など広く情報を発信します。

行政の役割

- 高齢者や障がいのある人等が、情報の入手しづらさによって社会的・経済的格差を生じることのないよう、情報提供体制の構築を進めます。

取り組み内容

① 公的サービスの分かりやすい情報提供 地域・団体等 社協 行政

- 介護保険・障がい福祉サービスは、内容が複雑化しているため、事業説明会や出前講座等の開催、パンフレットの配布など、分かりやすい情報提供を検討し、制度への理解・利用を促進します。
- 福祉に関する幅広い情報を発信し、周知啓発と意識の醸成に努めます。

② 住民主体の活動の情報発信 住民 地域・団体等 社協 行政

- 地域において積極的に活動している地域福祉部やまちづくり協議会、民生委員・児童委員などの活動状況を発信し、活動の活発化や活動内容の幅を広げます。

③ 情報バリアフリーの推進 社協 行政

- 広報ひゅうがや社協だよりなどの点訳や音訳など、情報を入手するうえで障壁となるさまざまな条件に対応できる情報提供体制の構築「情報バリアフリー」を進めます。

3-(2)-② 利用しやすいサービス提供体制の整備

現状と課題

- 支援が必要な人が、適切なサービスを受けられるように、寄り添った相談・支援体制が求められています。
- 福祉サービス関係の申請は、窓口での受付が基本となっていますが、ICTを活用した手続のオンライン化を進めることが求められています。

取り組み方針

住民の役割

- 福祉に関する制度やサービスに関心を持ち、適切に利用しましょう。
- サービス内容で気になることがあれば、行政や社会福祉協議会に相談しましょう。

地域・団体等の役割

- 公的サービスを補う住民主体の支援について、できることはないか検討してみましょう。

社会福祉協議会の役割

- 福祉サービスの向上と効率化のため、研修の開催や活動支援を充実させます。
- 地域の社会資源を活用した福祉サービスの提供に努めます。
- 総合相談窓口を設置し、さまざまな相談に対応します。

行政の役割

- 既存の福祉サービスや制度について周知を図り、必要に応じて見直しを行いながら充実に努めます。
- 介護保険サービス、障がい福祉サービスの質を確保しつつ、サービスを総合的に提供できるよう体制の整備を進めます。

取り組み内容

- 1 介護保険・障がい福祉サービスの支援方法の検討 **地域・団体等** **社協** **行政**
 - 介護保険サービス、障がい福祉サービスの内容や対象外となるケースについて、当事者組織との協議や住民の意見・要望などを基にその支援方法を検討します。
- 2 共生型サービスの推進（分野横断的な福祉サービス等の展開） **地域・団体等** **行政**
 - 利用者の支援や生活の質の向上につなげるために、介護、障がい、子育て等の福祉サービスを総合的に提供し、多機能型サービスの提供、高齢者と障がいのある人が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの推進に向けて検討します。
- 3 福祉サービスの手続のオンライン化 **行政**
 - 利用者の利便性を向上するため、申請窓口を拡充し、マイナポータルの「ぴったりサービス」等を活用した手続のオンライン化に着手します。
- 4 包括的サービス・拠点づくりの実践（草の根の広報活動） **地域・団体等** **社協** **行政**
 - 各分野における複雑化・多様化したケースの解決のため、地域での研修会・検討会の開催に努めます。

3-(2)-③ 制度の狭間をつくらない各種サービスの創設・充実

現状と課題

- さまざまな事情や制度の制約により、必要なサービスを受けることができず、不便な生活を余儀なくされている人がいます。既存のサービスを見直すとともに、制度の狭間を埋めるサービスをみんなで考え、つくりだしていくことも必要です。

取り組み方針

住民の役割

- 家族や身近な地域の中で悩んでる人がいたら、相談窓口の利用へつなげたり、気になることがあれば、自ら相談したりしましょう。

地域・団体等の役割

- 悩みや課題に対して声をあげられないケースもあるため、日頃から声を掛け合うなど、地域の見守りを推進しましょう。
- 地域や関係機関と協議し住民主体による新たなサービスの在り方を検討しましょう。

社会福祉協議会の役割

- 地域や関係機関等との連携を強化し、情報を幅広く収集することで、複合的な課題を抱える人の早期発見・早期対応に取り組みます。
- 既存の地域の活動や社会資源を活用し、制度の狭間にある福祉課題の解決を目指します。
- 適切な取り組みがない場合は、地域や関係機関と協議し住民主体による新たなサービスの創設を推進します。

行政の役割

- NPOや地域ボランティア、隣近所の助け合いのような地域住民によるきめの細かい福祉活動を支援します。
- 既存のサービスの提供について見直しを行うとともに、新たなサービスについて検討を行います。

取り組み内容

1 地域における福祉活動の推進 地域・団体等 社協

- 一人暮らしの高齢者や障がいのある人など、支援を必要とする世帯に対し、見守りや訪問活動など、地域ぐるみの取り組みを充実させます。また、地域課題を話し合う場を設け、課題の解決を図ります。
- 地域の中で孤立しがちな支援を必要とする世帯に対して、かかりつけ病院や連絡先等の必要な情報を記載した「安心カード」の配布を行うなど、地域における見守り体制を強化します。

2 NPO やボランティアなどの育成支援 地域・団体等 社協 行政

- 公共サービスだけでなく、多様な福祉サービスや事業を継続的・安定的に実施していくためにも、行政だけではなくNPOやボランティアなどが主体となった事業展開を促進するための支援を行います。

3 幅広い層への福祉教育の推進（福祉・ボランティア講座等の開催） 社協 行政

- 普段触れる機会の少ない「福祉」に関する講座や体験事業を、学校や地域、企業など幅広い層に向けて実施します。

4 移動支援サービスの検討・構築 地域・団体等 社協 行政

- 免許を返納した人や障がいのある人が必要に応じて移動することができるよう、現在行われている移動支援の在り方の検討や、新たなボランティア等での移動支援体制の構築に努めます。

3-(2)-④ 専門的人材の育成・確保

現状と課題

- 障がいのある乳幼児等が早い段階で療育等につながる適切なアドバイス、高齢者や障がいのある人などへの適切な支援が求められています。
- 福祉サービスの質を上げるため、豊富な知識と経験を持ったスペシャリストの育成・確保が急務となっています。
- 適切な支援を行うため、さまざまな相談やケアをする人の資質の向上も重要となっています。

取り組み方針

住民の役割

- 福祉に関心を持ち、正しい知識を身につけ、地域で活躍できるよう、研修や資格取得の講座等へ参加しましょう。

地域・団体等の役割

- 自分たちの知識や経験を生かして、地域内での支え合う力の向上を図りましょう。

社会福祉協議会の役割

- 地域福祉を推進する担い手の育成に取り組みます。
- 育成した担い手が地域で意欲的に活動できるよう、組織化を進めます。

行政の役割

- 福祉に関わる専門的人材の育成、確保はもちろん、地域福祉活動を担う多様な人材を養成していきます。

取り組み内容

① 専門的人材の育成 住民 地域・団体等 社協 行政

- あらゆる福祉ニーズに対応するため、知識と経験を兼ね備えた専門的人材を、福祉、医療、保健、教育など各分野が連携して育成します。

② 専門的知識を持った担当者の育成、確保 地域・団体等 社協 行政

- 必要な相談・情報・支援が得られるよう問題に対して的確に対応できる、総合的な知識を身につけた人材を育成するとともに、専門資格を有した職員を採用します。

③ 地域における福祉人材の発掘・育成 住民 地域・団体等 社協

- 地域の中で子育ての終わった人や在宅介護の経験者など、子育てや介護の分野において豊富な経験や知識を持った人たちに福祉活動への協力を呼びかけます。

④ 地域福祉コーディネーターや地域福祉サポーターの活動支援

住民 地域・団体等 社協 行政

- 地域福祉コーディネーターや地域福祉サポーターが地域課題の解決に向けて取り組みができるよう、活動の支援を行います。

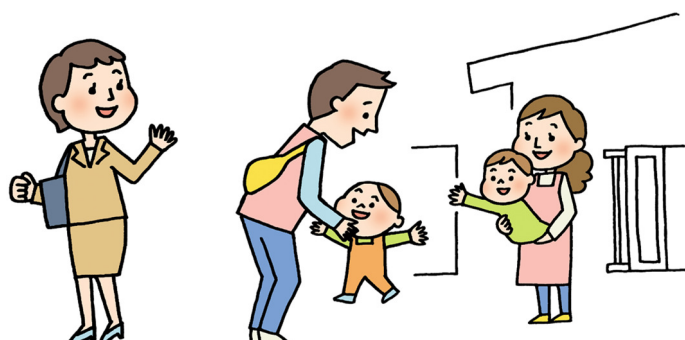
3 - (3)

すべての人の生活を支えるサービスの維持・充実

福祉の各分野においては、子ども・子育て、障がい、介護など、地域の実情に合わせたサービスを提供しています。今後も各分野においては、地域福祉計画と整合をとった個別計画に基づいてサービスを展開するだけでなく、新たな法改正や社会情勢の変化に対応し柔軟な見直しを行います。

生活困窮の課題を抱えている世帯では、障がい、ひとり親などの課題を複合的に抱えているケースが多く、自身の悩みや課題を相談できず社会的に孤立してしまうことが懸念されています。また、成年後見制度の利用や虐待・暴力の防止、就労支援などについても、分野ごとではなく横断的な連携体制を持って取り組む必要があります。

関連するSDGs



3-(3)-① 子どもを心豊かに育てる環境の整備

現状と課題

- 本市では「日向市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいます。子育て支援施策の充実を図り、家庭や地域における子育て環境の整備や支援制度の利用促進を図っていく必要があります。
- 保育士や幼稚園教諭など子育て支援を担う人材が不足しているため、関係機関と連携し、人材確保に努める必要があります。また、相談・支援に応じるスクールカウンセラー等の資質向上などが求められています。
- 子育てと仕事の両立支援や安全で健やかな居場所づくりとして、放課後児童クラブを12クラブ、放課後こども教室を7教室設置しています。
- 地域で子どもを見守り、育てるという意識の醸成や環境づくりを進め、地域全体で子育てをするシステムを構築し、安心して子育てができる地域をつくっていく必要があります。
- 家族形態の変化に伴い、母子家庭、父子家庭などのひとり親世帯も増加傾向にあります。子育ての悩みやストレスを抱え込むことの無いよう、親（保護者）同士の交流や子育てに関する情報交換、気軽に相談できる窓口の設置などが求められています。
- 学校と地域・企業、団体等が連携した「コミュニティ・スクール(学校運営協議会)」と地域学校協働本部が連携・協力しながら、子どもたちの豊かな学びと育成に取り組んでいく必要があります。
- 日向市キャリア教育支援センター※のコーディネートによって「よのなか教室※」や「14歳のよのなか挑戦※」を実施し、ふるさとを愛し、自分に自信と誇りを持つことや、児童生徒の学ぶ意欲の基礎となる職業観を育むための学び・体験の機会を、関係機関と一体となって展開しています。

取り組み方針

住民の役割

- 子育てについて悩んだり困ったりしている時は、周りの人や保育士、助産師や保健師などの専門職、相談窓口等へ相談しましょう。
- 子育て世帯同士でつながり、悩みや不安を共有し助け合いましょう。

地域・団体等の役割

- 地域で子どもを育てる意識を持ち、登下校の見守りなどに取り組みましょう。

社会福祉協議会の役割

- 自治会(区)や地域住民との連携・協働による環境の整備を進めます。
- 子育てサロン活動を支援します。
- 関係機関やボランティアなどと連携し、子どもたちの交流や体験教室等の事業を行います。

行政の役割

- 多様化する生活形態や家族形態に対する理解を求めるための啓発活動を行うとともに、子育て支援体制の充実を図ります。
- 子どもや家族への支援、さまざまな行事を通しての地域の大人たちとの交流促進など多様な取り組みを行います。
- 地域による子育て支援の推進に努めます。

取り組み内容

1 子育て支援制度の充実 地域・団体等 社協 行政

- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費の助成や児童手当等を給付します。
- 病児保育や病後児保育、延長保育など親(保護者)が安心して仕事ができるような保育サービス、子育て支援やひとり親世帯支援の福祉サービスのさらなる充実を図ります。

2 子育てと仕事の両立支援 住民 地域・団体等 社協 行政

- 男性も女性も家事や子育てに関わっていける社会づくりのために、講座やイベントの開催など、子育て参画意識の啓発を行うとともに、男性への育児・家事参画意識の醸成に努めます。
- 企業・事業所へ向けて、父親の育児・家事参画やひとり親世帯の子育てに配慮した働き方を実現するため「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進など職場環境の改善を働きかけます。
- 国や県の子育てに関する情報を発信し「共に育てる」を目指した社会全体での関わりの意識を高めます。
- 地域で子育てできる環境づくりや子育て世代が参加しやすい行事など、地域に合った子育て支援を行います。
- 「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」の充実など、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めます。また、開設時間外での地域全体で子どもを見守る体制の検討など、地域住民の協力を得ながら子育て環境のさらなる充実に努めます。

3 家庭・地域の子育て力の充実 住民 地域・団体等 社協 行政

- 妊娠中からの子育て支援のため「パパママ教室」への参加などを呼びかけます。また、親子の交流や情報提供の場として、産前・産後サポート事業や地域子育て支援拠点を充実していきます。
- 子育て世代と地域のさまざまな人たちとの交流の場として、多機能型サロンを公民館や学校などの既存の公共施設などを活用して開設することを検討します。
- 市内全小中学校で取り組んでいる「コミュニティ・スクール」や「地域学校協働本部事業」など、学校、家庭、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる取り組みの拡充に努めます。
- 地域住民の人材活用を検討し、世代間の交流や地域行事の伝承を行うなど、遊びやふれあいを通じて、子どもたちが地域のことについて学ぶ機会をつくります。
- 地域住民が見守りを行うことで、子どもや親(保護者)が安心して遊ぶことのできる環境づくりや、安心して登下校できる環境づくりを進めます。
- 地域子育て支援拠点事業など、地域の特性を生かした子育て支援交流事業の拡充に努めます。
- 子どもたちが将来、社会で生き抜く力を育むために学校と地域等が連携したキャリア教育の充実を図ります。

4 ひとり親世帯への支援

住民

地域・団体等

社協

行政

- ひとり親世帯に対する相談体制を充実するとともに、児童扶養手当やひとり親世帯などへの医療費助成など各種支援制度の周知を図ります。
- ひとり親世帯の親（保護者）が経済的に自立し、安定した生活を確保するために、資格取得を含めた就業支援を充実します。

5 児童生徒への支援体制の充実

住民

地域・団体等

社協

行政

- 学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子ども家庭総合支援拠点※、適応指導教室、教育相談室など、関係機関の連携を強化し、相談支援体制を充実します。
- 生活困窮世帯等で学習の機会が充分でない児童等に対し学習支援事業を行います。

用語解説

日向市キャリア教育支援センター：自立した社会人や職業人を育てるキャリア教育をまちぐるみで進めることを目的として、商工会議所内に設置された組織。職業体験学習や社会人講師派遣事業などの取り組みを行い、市内の小中学校のキャリア教育を推進している。

よのなか教室：学校において実施しているキャリア教育の講師として、地域の大人を派遣する市民講師派遣事業。さまざまな職種の住民が講師として登録しており、学校の要望に応じて派遣できるシステムになっている。

14歳のよのなか挑戦：市内事業所の協力のもと、中学生に仕事の経験を通して、社会人としての基礎を学習したり、働くことの意義を実感させたりする学習。

子ども家庭総合支援拠点：すべての児童とその家庭及び妊産婦を対象に、社会福祉士等が相談支援を行い、子育て支援サービスや民間支援などの地域資源につないでいく、児童福祉法に基づく市町村の支援拠点。児童虐待についても、予防・早期発見のための支援や対策を行う。



3-(3)-② 切れ目のない包括的な子育て支援の充実

現状と課題

- 家族形態の変化に伴い、子育ての悩みやストレスが増加しています。親（保護者）同士の交流や子育てに関する情報交換、気軽に相談できる窓口の設置などが求められています。
- 医療、保健、福祉、教育の連携で縦割りの弊害を無くし、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うことが求められており、すべての子どもを対象に子育て支援やサービスの働きかけを行いながら、子育ての不安を持つ家庭に対しては個別の相談支援を強めていく必要があります。
- 改正児童福祉法の令和6（2024）年度からの施行にあわせて、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター※」の設置へ向けた調整を進め、ヤングケアラーや虐待、貧困、若年妊娠など多様化する子育て世帯の課題に対応できる体制づくりが必要です。

取り組み方針

住民の役割

- 出産前後、子どもの成長にあわせて健診や講座に参加しましょう。

地域・団体等の役割

- 地域の行事に若い世代や子育て世代に参加を呼びかけるなど、地域の多様な世代と子ども・親（保護者）との関わりをつくりましょう。

社会福祉協議会の役割

- 関係機関や団体と連携して、子育てサロンの開催支援や子育て世代の支援体制の構築に取り組みます。
- 日常生活や学校生活等に不安や課題がある要保護世帯に関して、学校や地域、関係機関と一緒に協議し、課題解決に向けて支援します。

行政の役割

- 安心して子どもを生み育てられるまちづくりに積極的に取り組みます。
- 妊娠・出産・育児等に関する相談を受け、切れ目のない支援を行います。
- 子どもの福祉、子育て支援、母子保健をはじめ、子ども・子育てに関連する分野の連携を強化します。
- 学校においてきめ細かな見守りや相談しやすい環境づくりを行い、関係機関と連携して取り組みを行います。

取り組み内容

① ヘルシースタート事業※の充実 地域・団体等 社協 行政

- 子育て世代包括支援センター※を中心に「乳幼児健診」「産前・産後サポート事業※」「産後ケア事業※」「多胎妊産婦サポーター事業※」などのヘルシースタート事業の充実を図り、切れ目のない支援体制を構築します。

2 「ファミリー・サポート・センター」※事業の推進、充実

住民

地域・団体等

社協

行政

- 「ファミリー・サポート・センター」の会員登録数の増加を図り、地域の子育て支援者である「お助け会員」と援助が必要な「お願い会員」が利用しやすいようコーディネートを行います。
- 「ファミリー・サポート・センター事業」において、仕事と子育ての両立支援や育児疲れのレスパイト※として、一時預かりを行うほか、保育施設等への送迎等の支援を行います。

3 子育て負担の軽減

社協

行政

- 子どもの医療費などの助成を行い、親(保護者)の経済的負担を軽減するとともに、子どもの福祉の向上と安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図ります。

4 親(保護者)への相談支援

地域・団体等

社協

行政

- こんにちは赤ちゃん訪問、保健師による家庭訪問などを通して、気軽に相談できる関係性を築きます。また、保健師、児童相談担当職員、家庭児童相談員、乳児家庭訪問員、発達障がい児相談員を配置し、相談対応能力の向上に努めます。
- 子育てについてさまざまな悩みを抱える親(保護者)に対して、相談・情報提供を実施します。

5 子育て世帯への包括的な支援のための体制強化

社協

行政

- 市が設置している「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の各機能や情報を共有し、将来的な「こども家庭センター」設置に向けた調整を進めるとともに、子育て世代のニーズにあわせて、児童の居場所づくり支援事業の新設や、従来の子育て支援事業の拡充などについて検討します。

用語解説

こども家庭センター：「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の機能は維持したうえで、組織を一体化し、母子保健と児童福祉が連携した相談支援を行いながら、多様な支援体制の形成へ向けて地域資源の開拓に取り組む市町村のセンター。児童福祉法の改正により、令和6年4月からの設置が努力義務化された。

ヘルシースタート事業：医療、保健、福祉、教育の連携で縦割りの弊害をなくし、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行い「地域母子保健、育児支援システム」を構築する事業。

子育て世代包括支援センター：保健師等が、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を提供する、母子保健法に基づく市町村のセンター。妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・保健指導や、産前・産後のサポートなど保健医療と子育て支援が連携した支援を行う。

産前・産後サポート事業：支援を必要とする妊産婦及びその乳児を対象に、家庭や地域での孤立感の解消と家族の精神的・身体的負担の軽減を図るために行う事業。

産後ケア事業：支援を必要とする産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行う事業。

多胎妊産婦サポーター事業：多胎児を養育している家庭へ、親(保護者)の精神的・身体的負担の軽減を目的に、ヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行うもの。

ファミリー・サポート・センター：子育てを地域で相互援助するお手伝いの組織。育児の援助を受けたい人と、行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、児童の送迎や一時預かりなどを行い、会員同士が支え合うもの。

レスパイト：「休息」を意味し、子どもを持つ家族が、一時的な外出や休息、その他養育ができない期間をサポートする目的で行われているサービス。

3-(3)-③ 障がいのある子どもへの支援の充実

現状と課題

- 障がいのある子どもの就学にあたり、その障がいの特性にあった適切な支援や相談体制など教育環境の充実を図る必要があります。
- 社会的自立を目指すために、障がいのある子ども個々の適性や発達段階におけるライフステージなどにあわせて、適切な環境整備や支援を行う必要があります。
- 障がいのある子どもを持つ親（保護者）は、生活や将来に向け大きな悩みや不安を抱えているため、障がいのことや生活に関するさまざまな情報の提供や相談を受ける体制の整備も含めた支援が必要となっています。
- 医療的ケア児の心身の状況に応じた支援とその家族の支援について検討を進め、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現を目指す必要があります。

取り組み方針

住民の役割

- 障がいのある子どもやその親（保護者）への理解を深め、普段から気にかけて、困っていれば手助けをしましょう。

地域・団体等の役割

- 障がいの有無に関わらず、子どもが地域で安心して生活ができるよう、理解を広げるとともに、地域の居場所づくりについて検討しましょう。

社会福祉協議会の役割

- 障がいの有無に関わらず、共に生きる力を育む福祉教育を推進します。

行政の役割

- 障がいのある子どもやその家族が住み慣れた地域で、福祉・教育などの支援を包括的に受けられるよう取り組みます。
- 障がいのある子どもの特性に応じた就学支援や特別支援教育の充実に努めるとともに、可能な限りインクルーシブ教育を推進し、自立と社会参加を図ります。
- 医療的ケア児について、関係機関と連携を図りながら、安心して暮らせる環境づくりに努めます。



1 相談事業の充実 地域・団体等 社協 行政

- 障がいや難病の子ども、医療的ケア児を持つ家族、また発育や発達に不安を抱える家族に対して、相談支援専門員や専門的知識を持った担当者による情報提供、助言など相談支援体制の構築を図ります。

2 障がいのある児童生徒の就学・教育支援の充実 地域・団体等 行政

- 障がいのある子どもの個性や特性、家族の意向などを踏まえ、適切な就学支援・教育を行うため、特別支援教育担当専任指導主事や特別支援教育支援員を配置したり、日向市就学支援委員会へ諮問を行ったりするなど特別支援教育の充実に努めます。
- 特別支援学級や通級指導教室の指導者が専門的な知識を高めることができるように努め、子どもの個性や特性に応じた学習支援体制を構築します。
- 保育所（園）、幼稚園、小中学校への障がいのある児童生徒の受け入れにおいても、保育士・担当教員と親（保護者）との連携を密にし、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育環境づくりを進めます。

3 「障害児通所支援事業」の充実 地域・団体等 社協 行政

- 児童福祉法に定められた、障害児通所支援事業としての、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などにおいて、障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作（生活習慣）の指導、集団生活への適応訓練などを実施し、支援体制の充実を図っていきます。

4 経済的・精神的負担の軽減 行政

- 障がいのある子どもを持つ家庭に対し、医療費助成やレスパイト、ショートステイ等の支援を行うなど、経済的・精神的負担の軽減に努めます。

5 共に学べる教育の実現 地域・団体等 社協 行政

- 学校をはじめ、地域においては、育成会などと連携し、障がいのある子どもと障がいのない子どもと一緒に教育・活動を受けることができる環境づくりを進めます

6 医療的ケア児支援に向けた検討 行政

- 医療的ケア児の心身の状況に応じた支援とその家族の支援について「日向市・東臼杵郡医療的ケア連絡会」で協議を行うほか、関係機関との連携や支援体制の構築など検討を進めます。

3-(3)-④ 生活困窮者等(家庭)への支援

現状と課題

- 生活保護に至る前の段階での支援として「生活困窮者自立支援法」が平成27(2015)年4月から施行されました。本市では平成26(2014)年12月に「日向市生活相談・支援センター心から（ここから）」を開設し、自立相談支援、家計相談支援、子どもの学習支援、若者の居場所サロンに取り組んでいます。
- 「日本の子どもの貧困率」は、令和元(2019)年時点では13.5%と、7人に1人の子どもが貧困状態の中にあるとされているとともに、就学援助の認定率の上昇や離婚等によるひとり親の増加といった課題がみられます。本市では「第2期日向市子どもの未来応援推進計画」に基づき、支援施策の展開や民間・地域の連携、さまざまな機会の提供を通し、子どもの「権利・自由」と「育ち」を守る取り組みを展開しています。
- 生活に困窮する家庭の多くは複合的な問題を抱え、そのために貧困の連鎖や地域における孤立といった課題も抱えています。行政・関係機関・地域が連携して、各家庭の困りごとや困窮を発見して、その支援を協力して取り組み、お互いを支え合える基盤を形成していく必要があります。

取り組み方針

住民の役割

- 「子どもの日向（ひなた）づくり運動※」として、子どもが友達を増やすことができるよう交流する機会を増やしましょう。
- 子育てに関する身近な相談相手になるとともに、困窮や生活の困難がうかがえる子どもや家庭がいれば、行政・関係機関・支援団体につなぎましょう。

地域・団体等の役割

- 生活の困窮や子どもの貧困の解消に向けて、地域福祉活動や相互支援に取り組むことで、地域におけるネットワークを強化しましょう。
- 地域における居場所づくりや学習支援への協力、企業における親(保護者)・若者の資格や技能取得の支援等に取り組みましょう。

社会福祉協議会の役割

- 生活に困窮する家庭が抱える複合的な課題に対し、多方面からアプローチができるよう関係機関との連携体制を強化します。
- 生活困窮者をはじめ、さまざまな課題を抱える人たちに対して相談支援などを実施し、必要な公的支援やサービスへとつなげます。

行政の役割

- 生活に困窮する家庭に対して総合的な支援を関係機関と連携して取り組むとともに、子どもの学習支援や社会参加の機会提供等の地域支援を推進します。
- 子どもの貧困の解消に向けた施策を展開するとともに、住民総ぐるみによる子ども応援を推進します。

1 関係機関や地域が連携した相談支援 地域・団体等 社協 行政

- 困窮した家庭に対し、健康増進・就労支援・家計支援等の制度を活用した社会参加や自立促進を図り、地域の理解・支え合いのもと、関係機関と連携し、相談しやすい環境づくりに努めます。
- 関係機関との情報を共有する効率的なシステムを構築し、相談支援体制の充実を促進します。

2 学習支援や社会参加の機会提供など地域支援の推進

住民 地域・団体等 社協 行政

- 子どもの学習支援や成年・高齢者の社会参加・就労体験の機会提供など、住民や事業所の協力を得ながら実施できるよう、啓発に努めます。
- 生活困窮者自立支援及び生活保護の実施において、地域全体での支え合いを推進します。
- 生活困窮者等の支援に取り組む団体等を支援します。

3 子どもの貧困対策と「子どもの日向（ひなた）づくり運動」の推進

住民 地域・団体等 社協 行政

- 「日向市子どもの未来応援推進計画」に基づき、子どもの貧困の解消を目指して、子どもの成長段階に応じたサポートや総合的な生活支援、支援ネットワークの確立等の施策を展開します。
- 「子ども食堂」や「フードバンク事業※」など、地域や民間による子どもとその家庭を支援する取り組みを推進します。

用語解説

子どもの日向（ひなた）づくり運動：「日向市子どもの未来応援推進計画」（平成29(2017)年3月策定）において位置づけた、住民が家庭・企業及び産業・地域で、身近な子ども・家庭の支援（関わり・見守り）や応援（機会の提供など）に取り組む運動。

フードバンク事業：賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動。



3-(3)-⑤ 就労相談の充実で雇用創出・雇用促進

現状と課題

- 令和3(2021)年度における日向公共職業安定所管内の有効求人倍率は1.32倍と宮崎県内の平均1.36倍と同程度まで上昇しています。
- 近年、技術職や専門職の都市圏への集中などで、建設分野や介護現場での人材不足が顕著になっており、地元での人材確保と育成が急務となっています。
- 令和3(2021)年3月に卒業した高校生の県内就職率は県全体で60.5%、都道府県別で45位となっています。地元定着率の向上に加え、若者が一度地元を離れても再び戻って働く事ができるような雇用環境づくりが課題となっています。
- 障がいのある人の雇用では、企業に就職した障がいのある人が職場になじむことができず退職してしまうケースもあるため、職場定着に向けた支援を強化していくとともに、障がい者法定雇用率未達成の企業に対する啓発と支援を行い、雇用促進を図る必要があります。
- 求職・求人においては、個人の能力、ライフスタイルにあった柔軟な仕事を求める求職者が増えています。そのため就職に結びついてすぐに離職し、結果的に失業が発生するなど求職者側と求人側の意向が一致しない雇用のミスマッチが発生しています。
- 高齢者や障がいのある人など、誰もが就業機会を得られるよう、就職説明会などにおいて「みやざき女性・高齢者就業支援センター」や「ヤング JOB サポートみやざき」などによる就職相談を行っています。
- 就労形態の変化、社会環境の変化などにより、就職困難となる事例も発生しています。
- 高齢者の雇用では、働く意欲はあるものの退職後の再就職先が見つからないという人が少なくありません。

取り組み方針

住民の役割

- 多様な人が就労できるよう、配慮や気遣いをしましょう。

地域・団体等の役割

- 企業や事業所は、一般的な就労が難しい人に、多様な就労の場を提供しましょう。
- 多様な人の就労や多様な働き方について理解を深めるため、高齢者や障がい者の団体などで情報を共有しましょう。

社会福祉協議会の役割

- 生活困窮者の就労を支援し、継続的な就労が難しい世帯には、伴走型支援などを行います。
- 関係機関や企業と連携し、継続的な就労ができるよう就労体験の場づくりを行います。

行政の役割

- 雇用の場の確保とあわせて雇用のミスマッチをなくし、就業しやすい環境を整えていくよう啓発を行います。



1 雇用の創出と確保 地域・団体等 行政

- 新規企業の立地や既存産業の活性化による新たな雇用機会の創出を図ります。
- 市独自の産業支援コーディネーター※による、継続した中小企業支援の推進を図ります。
- 児童生徒の発達段階に合わせた「よのなか教室」を核としたキャリア教育支援事業の充実を図り、就業意欲の向上に努めます。
- 関係機関と連携し、高齢者、障がいのある人、新規学卒者などの状況に応じた雇用対策を推進します。
- 積極的な情報提供と「U・I・Jターン※」の推進を図ります。

2 就業能力の向上 住民 地域・団体等 行政

- 住民が意欲を持って就労できるよう研修や職業訓練のための支援を行います。
- 障がいのある人に対する就労を促進するための研修や職業訓練を行います。
- 特に優秀な技能・技術を持った人を顕彰し、その技術を次の世代に継承できるよう努めます。

3 労働条件の向上及び労働福祉の充実 地域・団体等 社協 行政

- 市独自の認定制度「日向市『社員が輝く！先進企業』認定事業※」の認定企業の取り組みの周知を図るなど、労働条件の向上及び労働者の生活の安定と向上のための啓発や情報提供に努めます。
- 関係機関と連携した相談など、生活困窮者への就職支援などの自立へ向けた支援を行います。
- 農福連携をはじめとした障がい者の就労支援について、関係機関と協議を行います。

4 離職者ゼロを目指した事業の充実 地域・団体等 行政

- 介護等により一時離職や病気療養した人に対する資格取得助成制度を新設するなどサポート体制を充実させます。
- 従事者不足が深刻な介護分野の人材を確保するため、介護分野を希望する人と介護事業所のマッチングを目的とした就職相談会を実施します。

用語解説

産業支援コーディネーター：日向市産業支援センター「ひむか-Biz」において事業者の目線に沿った経営分析やアイデアの提案、異業種とのマッチングを行う。

U・I・Jターン：Uターン：地方から都市に移住した人が、再び故郷に戻ることに。

Iターン：都市部から出身地とは違う地方に移住して働くことに。

Jターン：生まれ育った故郷から進学や就職で都会に移住した後、故郷に近い地方に移住すること。

日向市『社員が輝く！先進企業』認定事業：社員がいきいきと働くことができる職場環境づくりに取り組んでいる事業所等を表彰する制度。

3-(3)-⑥ 権利擁護の推進と虐待・暴力の防止

現状と課題

- 社会福祉協議会では、判断能力が不十分な要援護者が自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や「日常生活自立支援事業」を実施しています。
- 今後、成年後見制度の利用支援とあわせて、弁護士などの専門職による後見人のほか、住民による後見人の育成・確保が必要となっています。
- 全国的に児童虐待をはじめ高齢者や障がいのある人などへの虐待や配偶者等からの暴力（DV）が増加しています。虐待や暴力は、決して起こってはいけないことではありますが、本市でも類似するような事例が発生しています。
- 虐待や家庭内暴力は、第三者が関与しにくい自宅などの外部からは見えない場所で発生することから、児童相談所や福祉事務所などの公的機関が把握しにくいという面があります。そのため、関係機関の連携や日頃からの地域での関わり、見守りが必要です。

取り組み方針

住民の役割

- 成年後見制度について理解を深め、家族や周りの人と話し合い、利用について考えてみましょう。
- 配偶者等からの暴力(DV)や障がいのある人、子どもや高齢者への虐待問題に対する意識を高め、虐待や暴力を受けていると思われる人を発見した場合は、速やかに関係機関に通報しましょう。

地域・団体等の役割

- 異常に気づいたりその疑いを感じたりしたら声かけをする、関係行政機関や民生委員・児童委員など、誰かに知らせるといった相談体制の整備を図りましょう。
- 支援が必要な児童への学習支援等を通し、児童・家庭を見守るとともに、児童虐待については関係機関と連携した対応を行いましょう。

社会福祉協議会の役割

- 成年後見制度の利用についての支援や法人後見体制の整備、市民後見人の育成支援及びその活用に向けた取り組みについて検討します。
- 児童虐待が早期に発見できるよう関係機関と情報を共有します。
- 児童虐待だけでなく、すべての虐待や配偶者等からの暴力（DV）に対して相談援助を行います。

行政の役割

- 判断能力が不十分な人が地域で安心して暮らせるよう、権利擁護に関連する事業や制度の周知・啓発を図ります。
- 高齢者や障がいがある人などへの虐待や配偶者等からの暴力(DV)の防止について住民はもとより地域や施設等への啓発活動と相談支援体制の充実を図ります。
- 「子どもの権利に関する条約」を遵守し、子どもがいきいきと育っていくことができる社会環境づくりに取り組みます。
- 子どもに関する情報を関係機関と共有し児童虐待を早期に発見し、速やかに対応できるよう機能を強化します。

① 日常生活自立支援事業の利用支援 **社協**

- 判断能力が不十分な要援護者に対し「日常生活自立支援事業」の利用を支援するとともに、事業の周知・啓発を図ります。

② 成年後見制度の利用支援 **社協** **行政**

- 「日向市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、判断能力が不十分な要援護者やその家族に対し「成年後見制度利用促進事業」による成年後見制度の利用費用の支援、制度の周知・啓発を図ります。
- 弁護士などの専門職による後見に加え、法人後見体制の整備を進めるとともに、市民後見人の育成支援及びその活用に向けた今後の取り組みについて検討します。

③ 虐待・暴力に関する相談支援体制の充実 **地域・団体等** **社協** **行政**

- 関係機関と連携し、虐待や配偶者等からの暴力(DV)防止に関する啓発活動を行うとともに、各種相談窓口と支援事業の周知に努めながら、相談支援体制の充実を図ります。
- 児童相談所をはじめとした関係機関との連携のもと、要保護児童対策地域協議会による関係機関の連携・協力体制を強化し、虐待の防止や迅速な対応に努めます。

④ 住民の協力による早期発見 **住民** **地域・団体等** **社協** **行政**

- 児童生徒や高齢者、障がい者への虐待、配偶者等からの暴力(DV)を発見した場合、速やかに通報することや連絡先について周知し、協力を呼び掛けていきます。

⑤ 地域での声かけの実施 **住民** **地域・団体等**

- 隣近所での声かけにより普段から何でも相談できるような地域社会を構築し、ちょっとしたサインも見逃さず虐待の予防を進めます。



3-(3)-⑦ みんなで守る地域医療

現状と課題

- 本市は、特に医師が少ない地域であるとともに、医師の高齢化も進んでおり、救急医療をはじめとする地域の医療提供体制を維持することが困難になることも予想されています。
- 地域医療とは、病院や診療所などの医療機関での治療やケアの枠組みにとらわれず、住民の健康を地域全体で支える医療体制のことです。疾病の予防や健康維持・増進のための活動なども含まれており、私たちが生活していくうえで不可欠なものです。
- 地域医療を守り支えていくためには、日頃から住民一人ひとりが疾病予防や健康維持に関心を持ち、適正受診を心がけるなど、限りある医療資源を大切にすることが重要です。
- 日頃からの救命や応急手当、救急医療システム等の適切な利用方法の周知・啓発が必要です。

取り組み方針

住民の役割

- 自らの健康に気を使い、適正受診を心がけるなど、疾病予防・健康維持を実践しましょう。
- かかりつけ医を持ち、平日の診療時間内の受診を心がけましょう。
- AEDの取り扱いや応急手当の方法を学びましょう。

地域・団体等の役割

- 地域医療に関する講演会や研修会に参加しましょう。
- 地域における健康づくりの取り組みを積極的に推進しましょう。

社会福祉協議会の役割

- 自治会(区)や地域の団体等と連携し、地域での介護予防・健康づくりの取り組みを推進し、地域医療に関する啓発を行います。

行政の役割

- 住民、医療機関、行政などが連携を図り、地域医療を守り支えるためのリーダー育成に取り組むとともに、地域医療を守るために住民への啓発に努めます。

取り組み内容

① 地域医療を守り支えるためのリーダー育成 地域・団体等 行政

- 「日向市の地域医療を考える会」の活動内容を充実し、地域医療を守り支えるリーダーの育成に継続して取り組みます。

② 住民への啓発活動 社協 行政

- 講演会やシンポジウムの開催、啓発パンフレットの作成配布など、地域医療を守るための住民への啓発活動に取り組みます。
- AEDの使用方法や応急手当の方法について、住民への啓発に努めます。

基本目標3 福祉サービスの維持・向上で自分らしく暮らせるまち 目標値一覧

3-（1）広げよう連携交流 構築しようネットワーク

主な指標	現状（令和3(2021)年度）	目標（令和9(2027)年度）
地域ケア個別会議の開催回数（回／年）	34 回	20 回
圏域別地域ケア会議の開催回数（回／年）	12 回(令和元(2019)年度)	12 回
地域で自主的に開催する介護予防教室数	83 カ所	100 カ所
日向・東臼杵市町村振興協議会 福祉部会 医療介護連携専門部会の開催	2 回	2 回

3-（2）地域の課題を解決する体制強化

主な指標	現状（令和3(2021)年度）	目標（令和9(2027)年度）
地域における福祉活動	15 地区	20 地区
ファミリー・サポート・センター年間利用者数	410 人	470 人

3-（3）すべての人の生活を支えるサービスの維持・充実

主な指標	現状（令和3(2021)年度）	目標（令和9(2027)年度）
放課後子ども教室・児童クラブの登録児童数	580 人	700 人
乳幼児健診の受診率	98.1%	100%
生活困窮者支援に協力する住民・事業者数	49 人・事業所	53 人・事業所
生活保護・自立助長推進世帯が自立した割合	18.7%	19.0%
子ども・家庭の生活支援拠点の整備数	0	1 カ所
市民後見人養成研修受講修了者数（延人数）	5 人	10 人
地域医療講演会参加者数	120 人	300 人

第2章 日向市再犯防止推進計画

1. 再犯防止推進計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景



刑法犯の認知件数の減少に対して、再犯者の割合は年々増加傾向にあります。罪を犯した人の立ち直りを支援していくために、国や地方公共団体での取り組みが重要視されています。

全国の刑法犯の認知件数は、平成14(2002)年の285万4千件をピークに減少に転じ、令和3(2021)年には56万8,148件まで減少しています。一方で、再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合）は年々増加を続け、近年は50%に近づいている状況にあります。

このような中「再犯の防止等の推進に関する法律」においては、地方公共団体に対して、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を実施する責務があると明記されるとともに「地方再犯防止推進計画」の策定が努力義務とされています。

犯罪や非行をした人の中には、厳しい生活環境など、生きづらさを抱え、立ち直りに困難を抱える人が少なくありません。立ち直ろうとする人が、地域社会で孤立しないよう、行政や関係機関・団体等が連携協力して支援に取り組む必要があります。

本市においても「日向市再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、住民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

(2) 日向市におけるこれまでの取り組み



本市においては、日向地区保護司会と日向地区更生保護女性会が主体となり、更生保護活動と地域の理解促進に向けた取り組みを進めてきました。

日向地区保護司会等では、犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための指導や生活上の助言、就労の手助け等を行う保護観察や、更生のために重要な就労場所の確保へ向けて、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを雇用し更生を支える「協力雇用主制度」への理解と登録の拡大に取り組んでいます。

さらには、学校での講話やイベントでの啓発活動のほか「社会を明るくする運動[※]」強調月間において作文コンテストを開催するなど、住民へ向けた犯罪や非行をした人たちの更生について理解の深化、地域の協力の必要性の周知などを行っています。

「日向市再犯防止推進計画」では、これまでの取り組みを基礎とし、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため地域の関係機関等と連携のもとで、さらなる取り組みを推進していきます。

用語解説

社会を明るくする運動：すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

(3) 基本方針と重点施策



国や宮崎県の再犯防止推進計画に設定されている基本方針を踏まえて、本市においても、国や県、地域が一丸となった誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの実現を基本方針とします。

罪を犯した人等が立ち直りに多くの困難を抱えているという課題に対応し、再犯を防止するためには、国・地方公共団体、関係機関、地域・団体等が一丸となって、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を行うことが重要になります。

そこで「日向市再犯防止推進計画」では、罪を犯した人等が多様化する社会において孤立することなく、社会復帰を支援することにより再犯を防止し、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

日向市再犯防止推進計画の推進施策

- ① 就労支援・居住支援
- ② 保健医療、福祉サービスの利用支援
- ③ 非行防止と健全育成、修学の支援
- ④ 広報・啓発活動の推進
- ⑤ 国及び県、関係機関・団体等との連携強化

取り組み方針

住民の役割

- 再犯防止や更生保護の取り組みについて理解を深めましょう。

地域・団体等の役割

- 再犯防止や更生保護について理解を深め、地域で支える体制をつくりましょう。

保護司会等の役割

- 犯罪や非行をした人が社会の中で更生し、誰もが安心した生活を送れるよう、支援を行います。
- 保護司会や更生保護女性会等の取り組みについて、社会を明るくする運動や学校での講話等を通して、周知を図ります。

行政の役割

- 犯罪や非行をした人が地域において適切な支援を受けることができるよう、保護司会など、関係機関との連携を強化します。
- 再犯防止の取り組みに関する広報啓発に取り組みます。
- 偏見や差別意識解消のための啓発活動を推進します。

2. 施策の展開

現状と課題

- 国の再犯防止推進計画によると、刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であり、生活の基盤である職を得るためには、本人の意向や適性等を踏まえた細かな支援が求められています。
- 犯罪や非行をした人の中には、保健医療や福祉的支援を十分に受けることができず、再犯につながったケースもあると考えられます。
- 非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合うことで発生しており、それぞれの緊密な連携のもと、一体的な非行防止と修学の支援を推進していくことが重要です。
- 犯罪や非行から立ち直ろうとする人が地域で生活していくためには、再犯防止と社会復帰支援の取り組みの重要性等について、地域住民の理解と協力が必要となります。

取り組み内容

1 就労支援・居住支援

地域・団体等

保護司会等

行政

- 犯罪や非行から立ち直ろうとする人の置かれた状況によって、生活困窮者自立支援制度をはじめとし、利用可能な就労に関する支援につなげます。また、就労場所の確保へ向けた「協力雇用主制度」について、関係機関・団体等が行う広報啓発活動に協力して取り組みます。
- 刑事施設を満期で出所した人のうち、約4割が適当な住居が確保されないまま出所しており、これらの人の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている人と比較して短いことが明らかとなっています。安定した生活を送るために住宅の確保は重要な課題であるため、公営住宅の募集状況等の情報提供及び居住支援協議会によるマッチングに努めます。

2 保健医療、福祉サービスの利用支援

地域・団体等

保護司会等

行政

- 適切な支援がなければ自立した生活を営むことが困難な人については、更生保護に携わる民間ボランティアや刑事司法関係機関、福祉サービス提供事業者等と連携して、保健医療・福祉サービスの提供につながるよう支援していきます。

3 非行防止と健全育成、修学の支援

地域・団体等

保護司会等

行政

- 困難を抱える少年等のさまざまな問題に対して、小・中学校におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと連携し、児童生徒や親(保護者)の相談支援を行うとともに、学校・警察・児童相談所・青少年育成センターなどが連携して指導・支援を行います。
- 非行等により通学や進学を中断した未成年に対しては、本人の意向を踏まえながら学校や青少年育成センターなどの関係機関との連携のもと、修学を支援します。
- 健全育成に関する出前講座を小・中学校において行います。

4 広報・啓発活動の推進 住民 地域・団体等 保護司会等 行政

- 犯罪のない地域社会を築こうとする活動として全国的に展開されている「社会を明るくする運動」などの機会を活用し、保護司会や更生保護女性会の活動について周知を図るとともに、再犯の防止等に関する広報啓発に努めます。

5 国及び県、関係機関・団体等との連携強化 地域・団体等 保護司会等 行政

- 犯罪や非行から立ち直ろうとする人に対する社会復帰の支援や再犯防止等の取り組みについては、国・県、関係機関や保護司会・更生保護女性会と連携しながら推進します。
- 罪を犯した人等を、円滑に必要な保健医療・福祉サービスにつなげるため、刑事司法関係機関や地域の関係機関・団体等と連携を図ります。

日向市再犯防止推進計画 目標値

主な指標	現状（令和4(2022)年度）	目標（令和9(2027)年度）
再犯防止に関する取り組みの認知度	21.6%	50.0%

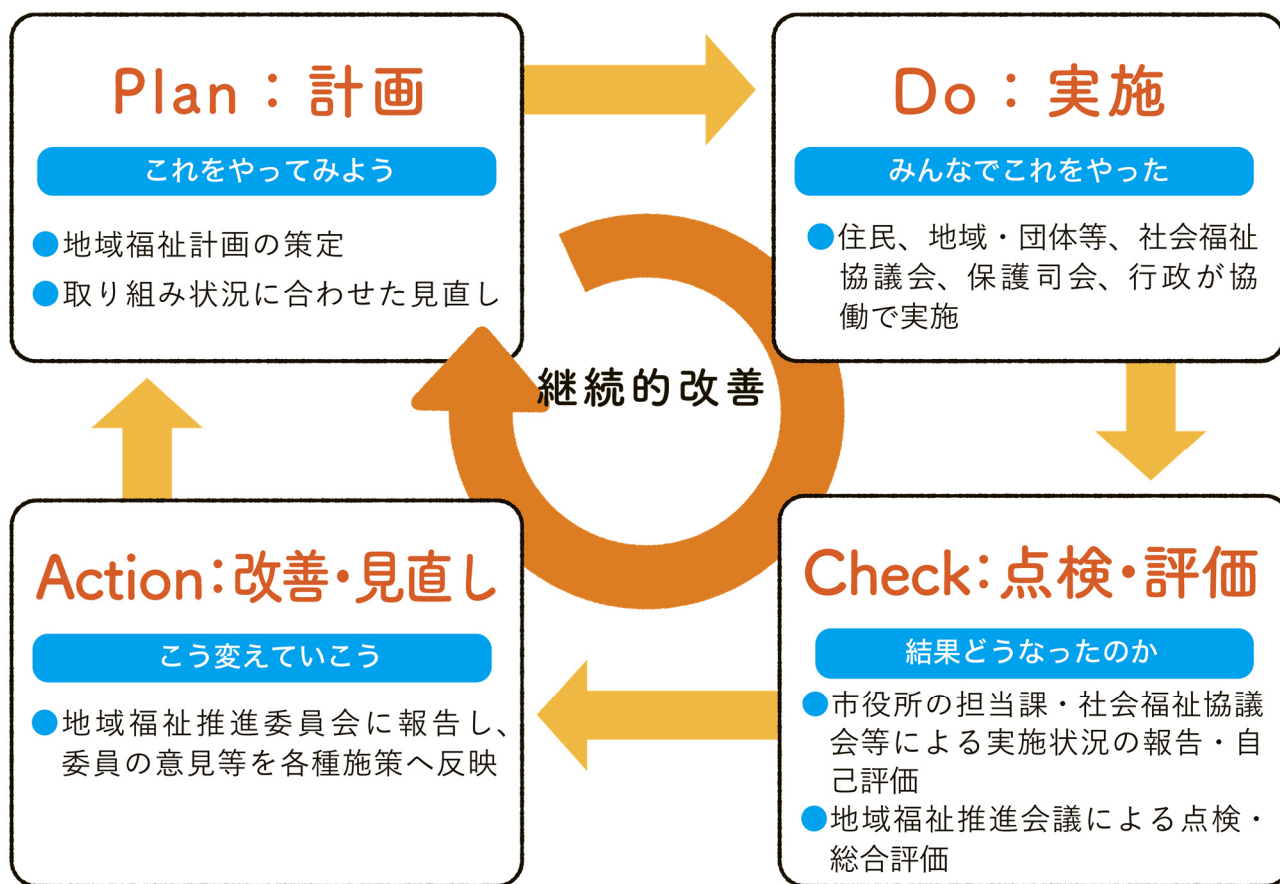


第3章 第4次地域福祉計画の評価と改善方法

市役所の担当課、社会福祉協議会等が取り組み内容の実施状況報告と自己評価を行い、市役所の関係部課長で構成する「日向市地域福祉推進会議」において、点検と総合評価を行います。

その総合評価に対して、外部機関である「日向市地域福祉推進委員会」の委員に意見を求め、取り組み内容の改善と見直しを図ることとしており、その結果については、市のホームページで公表しています。

本計画においても、上記の評価方法等を継続することとしており、取り組み内容ごとに適切な点検と見直しを図り、さらなる地域福祉の推進に努めるものとします。





資料編

資料編 1 地域福祉計画の法的根拠

社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（抄）

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

令和2(2020)年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指す必要があることが明記されるとともに、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。厚生労働省からの通知文より抜粋した改正内容の概要は以下の通りです。

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）（抄）

一 包括的な支援体制の整備に関する事項

1 地域福祉の推進に関する事項

- (一) 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないこと。（第4条第1項関係）
- (二) 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないこと。（第6条第2項関係）
- (三) 国及び都道府県は、市町村において重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないこと。（第6条第3項関係）

2 重層的支援体制整備事業に関する事項

- (一) 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、次に掲げる社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法（以下「各法」という。）に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができること。（第106条の4関係）
- (二) 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めること。（第106条の5関係）
- (三) 市町村は、支援関係機関、重層的支援体制整備事業の委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される会議を組織することができること。（第106条の6関係）
- (四) 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は市町村の支弁とすること。（第106条の7関係）
- (七) 地域福祉計画の見直しに関する事項
 - イ 市町村地域福祉計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるよう努めるものとする。（第107条第1項関係）

資料編 2 各種調査概要

1. 住民アンケート調査

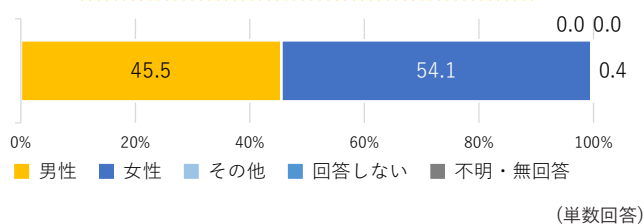
① 調査概要

実施期間	配布数	有効回収数	有効回収率
令和4(2022)年1月～2月	2,000件	738	36.9%

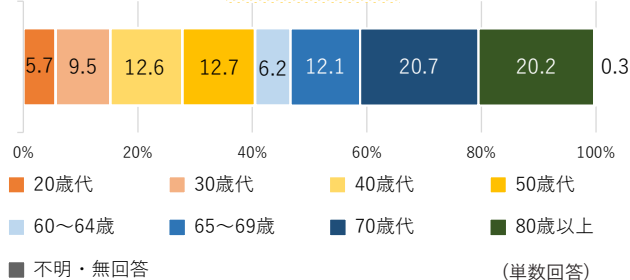
※調査全体の結果をまとめた報告書は、市ホームページに掲載しております。

② 調査結果抜粋 (N=738)

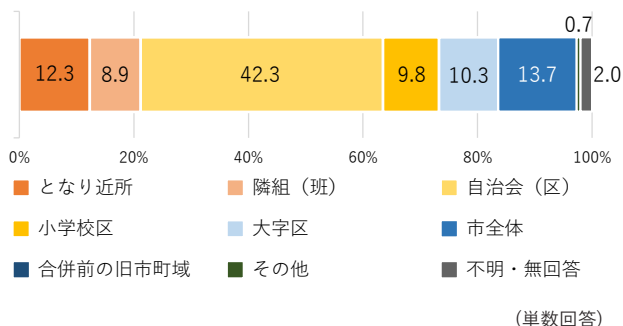
あなたの性別（自己認識による性別）



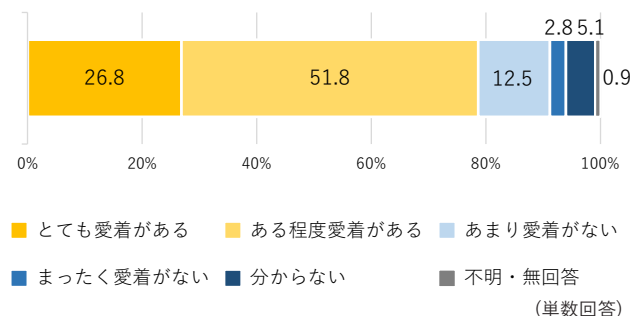
あなたの年齢



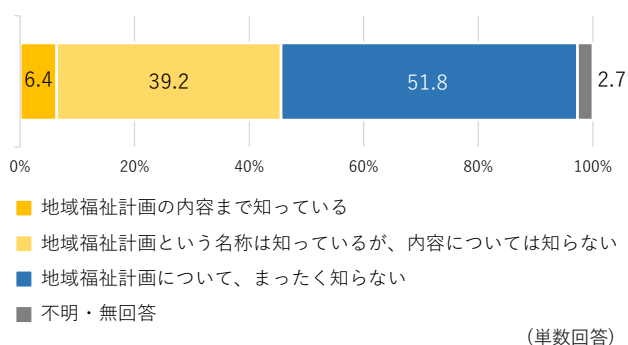
あなたにとって「地域」とは、
どういった範囲のことだと思いますか。



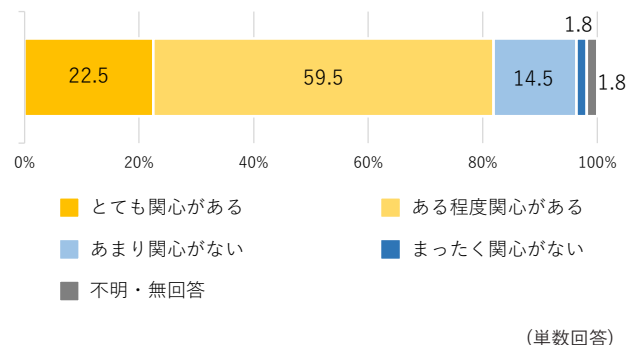
あなたは、お住まいの「地域」に愛着をお持ちですか。



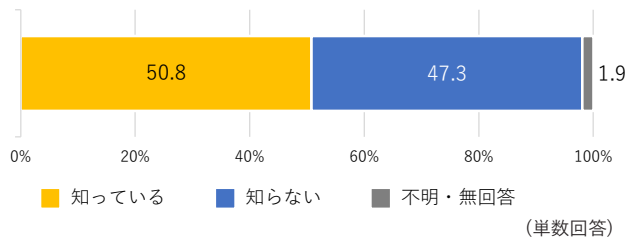
日向市地域福祉計画を知っていますか。



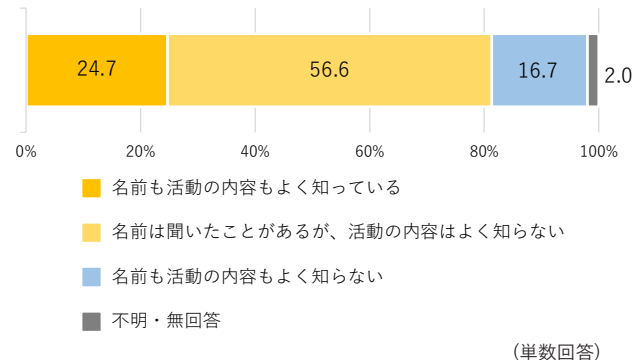
あなたは、地域の生活・福祉課題に関心をお持ちですか。



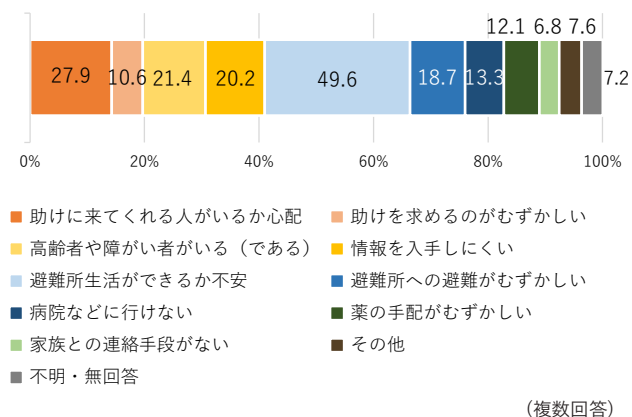
あなたが住まいの地区の
担当民生委員・児童委員をご存知ですか。



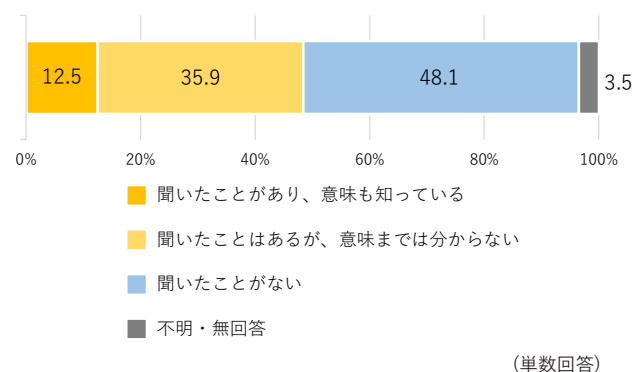
あなたは「日向市社会福祉協議会」をご存知ですか。



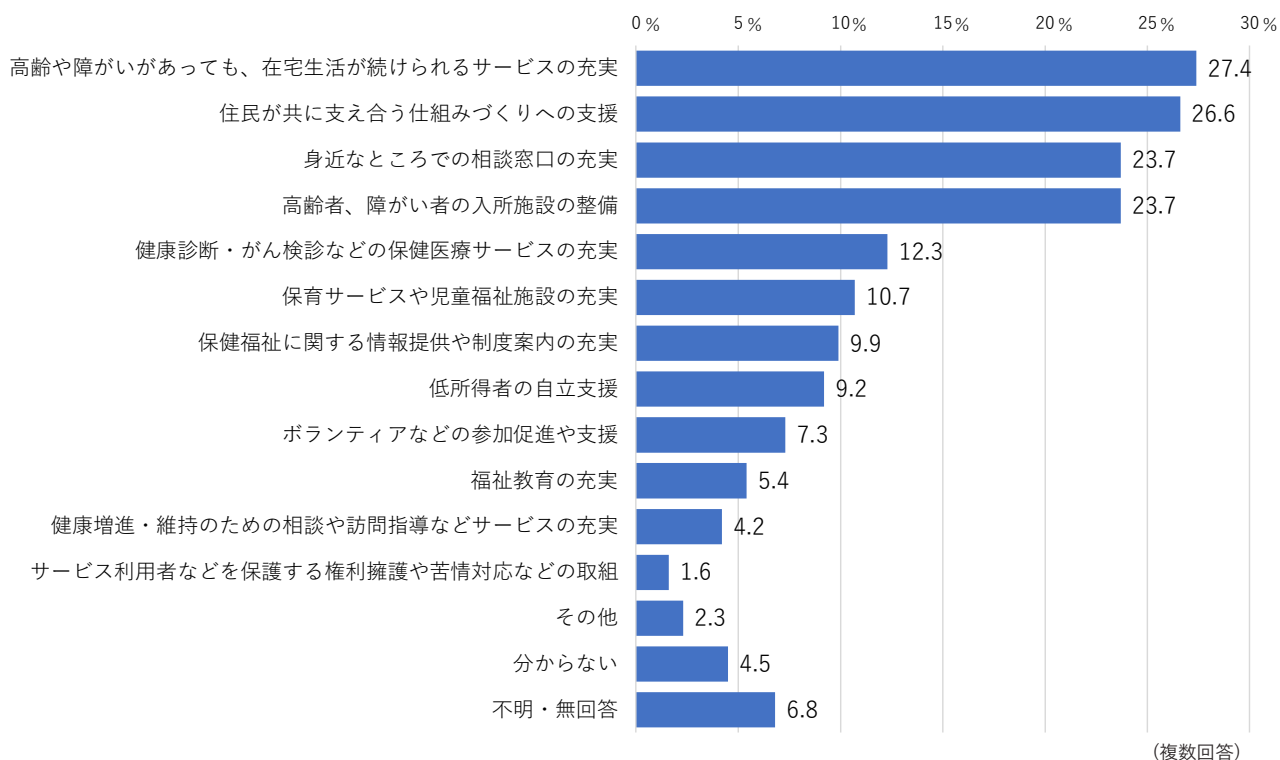
災害が起きたときに心配に思うことは何ですか。



「地域共生社会」という言葉を聞いたことはありますか。



今後、市が取り組むべき施策は、どれを優先して充実すべきだと思いますか。



2. 事業所アンケート調査

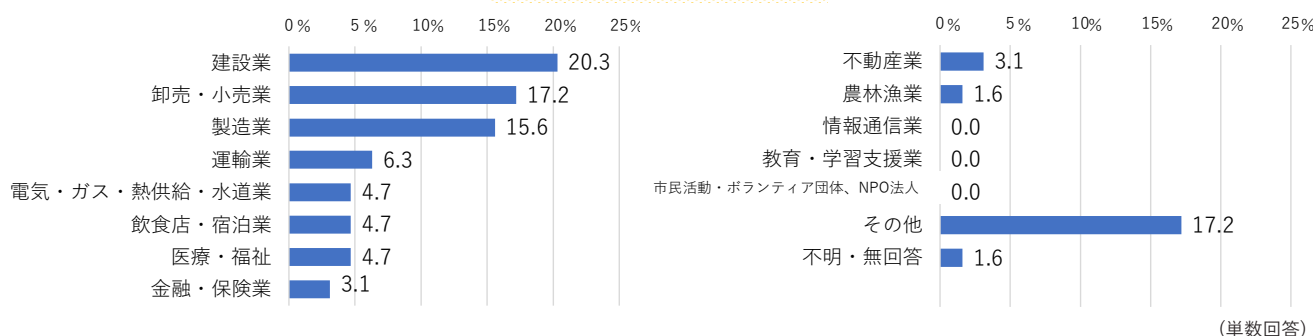
① 調査概要

実施期間	配布数	有効回収数	有効回収率
令和4(2022)年1月～2月	129事業所	64	49.6%

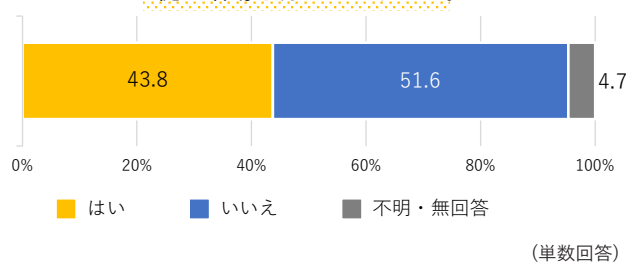
※調査全体の結果をまとめた報告書は、市ホームページに掲載しております。

② 調査結果抜粋 (N=64)

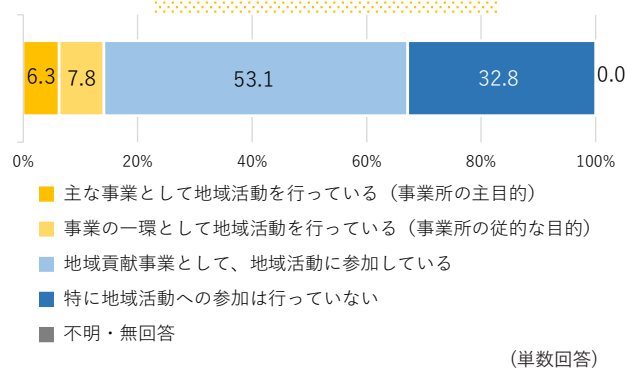
貴団体・事業所の主たる業種



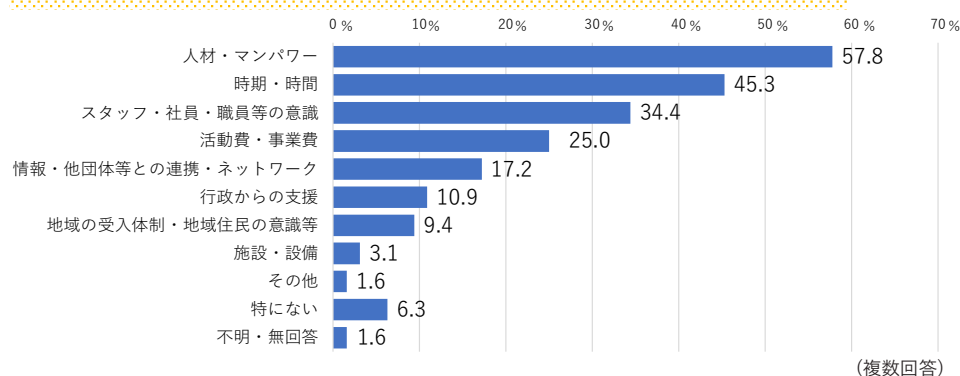
従業員に対し、地域活動への参加や意識づくりを促す活動を行っていますか。



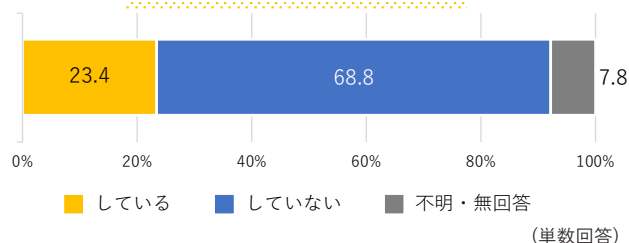
貴団体・事業所での地域活動への取組についてお答えください。



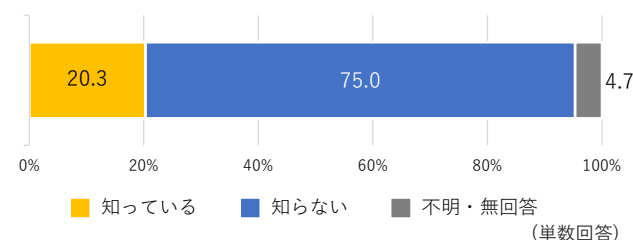
貴事業所が地域活動を行ううえでの問題点・課題についてお答えください。



貴団体・事業所において「合理的配慮」への取り組みをされていますか。



手話言語条例が施行されていることをご存知ですか。



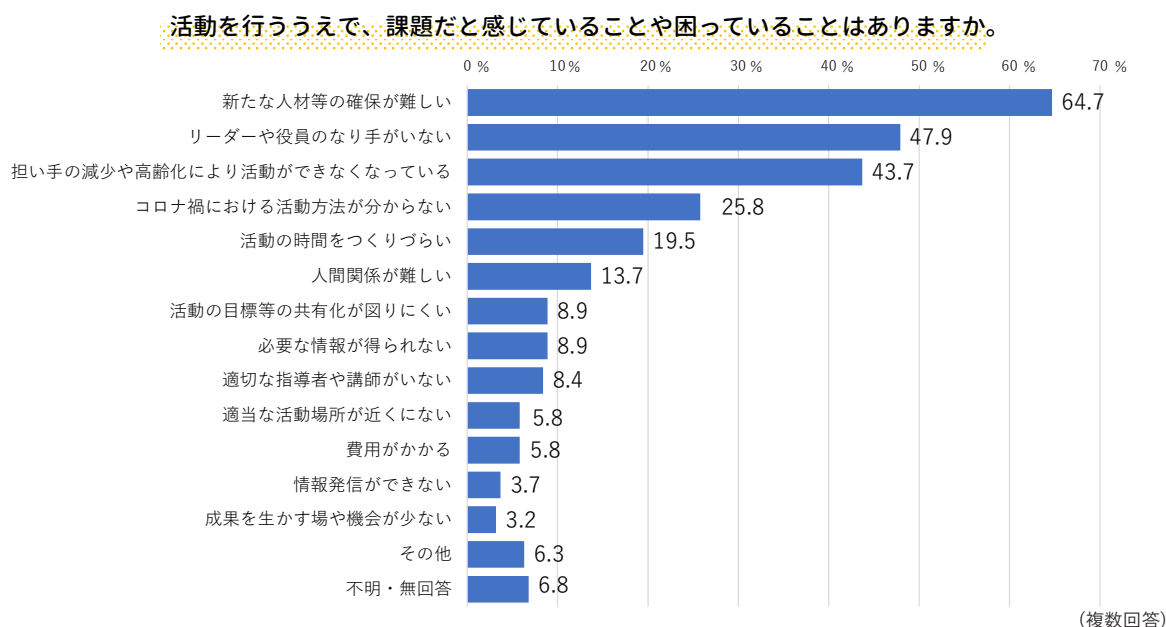
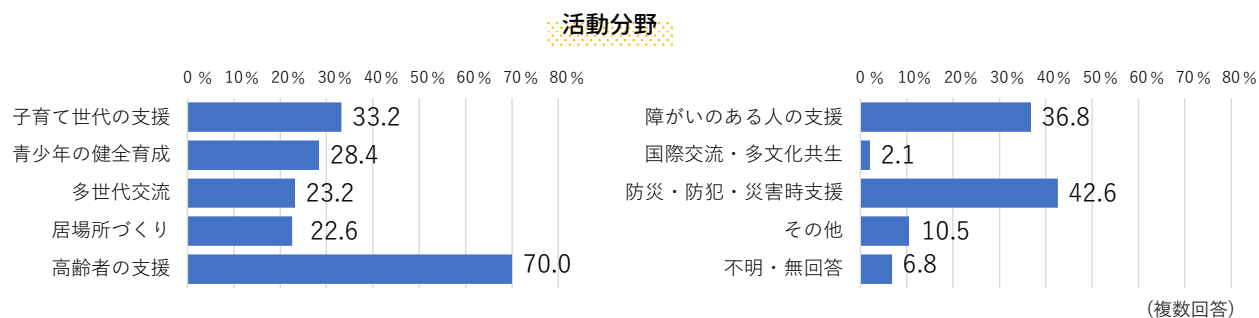
3. 関係団体紙面インタビュー

① 調査概要

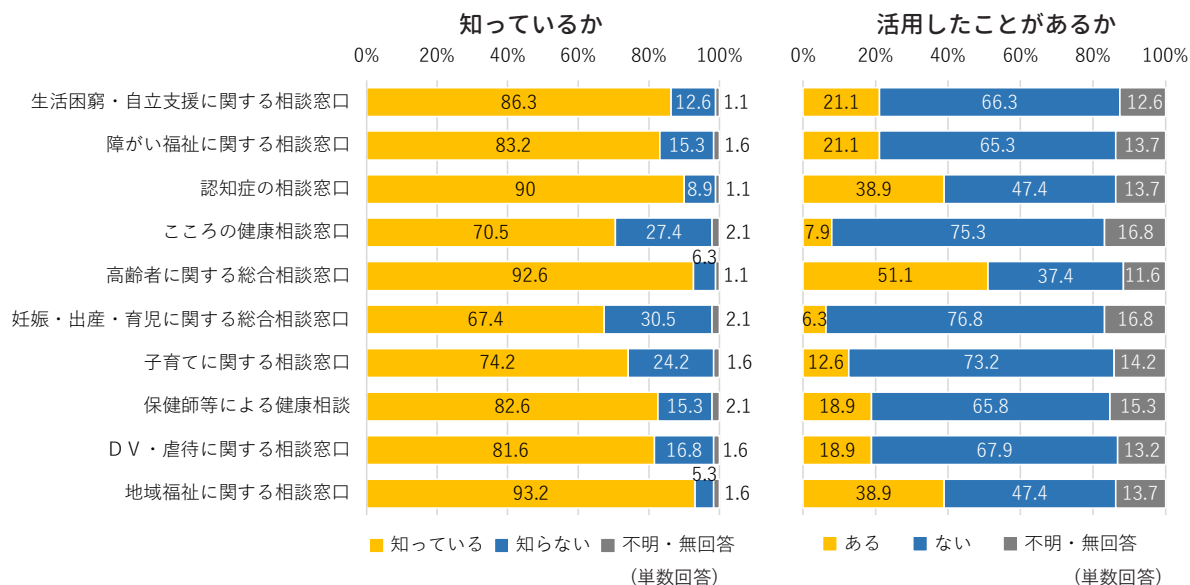
実施期間	配布数	有効回収数	有効回収率
令和4(2022)年8月～9月	353件	190件	53.8%

※調査全体の結果をまとめた報告書は、市ホームページに掲載しております。

② 調査結果抜粋 (N=64)



以下の相談窓口について、知っていますか。また、困りごとのある地域の方についての相談をしたり、窓口を紹介したりするなど、活用をしたことがありますか。



資料編 3 日向市地域福祉計画 策定経過

日向市地域福祉計画策定委員会・日向市地域福祉計画庁内策定委員会 開催状況

期日・会場	内容・審議事項
令和4(2022)年 8月16日(火) 市役所第1～3委員会室	第1回第4向日向市地域福祉計画策定委員会 ●第4向日向市地域福祉計画の策定体制等 ●第4向日向市地域福祉計画の概要
令和4(2022)年 8月24日(水) 市役所第1～3委員会室	第1回第4向日向市地域福祉計画庁内策定委員会幹事会 ●第4向日向市地域福祉計画の策定体制等 ●第4向日向市地域福祉計画の概要
令和4(2022)年 10月11日(月) 市役所第1～3委員会室	第2回第4向日向市地域福祉計画庁内策定委員会幹事会 ●第4向日向市地域福祉計画策定について 骨子案の検討
令和4(2022)年 10月14日(金) 市役所第1・2委員会室	第1回第4向日向市地域福祉計画庁内策定委員会 ●第4向日向市地域福祉計画策定について 骨子案の検討
令和4(2022)年 10月24日(月) 日向市民健康管理センター 旧館会議室	第2回第4向日向市地域福祉計画策定委員会 ●第4向日向市地域福祉計画策定について 骨子案の検討
令和4(2022)年 11月14日(月) 市役所第1～3委員会室	第2回第4向日向市地域福祉計画庁内策定委員会 第3回第4向日向市地域福祉計画庁内策定委員会幹事会 ●第4向日向市地域福祉計画策定について 素案の検討
令和4(2022)年 11月21日(月) 市役所第1～3委員会室	第3回第4向日向市地域福祉計画策定委員会 ●第4向日向市地域福祉計画中間報告 素案の検討
令和5(2023)年 1月13日(金) 市役所第1～3委員会室	第4回第4向日向市地域福祉計画庁内策定委員会幹事会 ●第4向日向市地域福祉計画中間報告 素案の検討
令和5(2023)年 1月20日(金) 市役所第1～3委員会室	第3回第4向日向市地域福祉計画庁内策定委員会 ●第4向日向市地域福祉計画中間報告 素案の検討
令和5(2023)年 1月27日(金) 市役所第1～3委員会室	第4回第4向日向市地域福祉計画策定委員会 ●第4向日向市地域福祉計画策定について 原案の検討
令和5(2023)年 2月1日(水)～2月15日(水)	パブリックコメント

資料編 4 日向市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成24年5月9日

告示第95号

(設置)

第1条 日向市における多様な福祉課題について公民協働による解決を図り、充実した地域福祉の実現に向けた日向市地域福祉計画を策定するため、日向市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民代表
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、計画が策定されるまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第6条 会長は、策定委員会の審議の結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉課福祉政策係において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年7月20日告示第227号)

この告示は、公表の日から施行する。

資料編 5 日向市地域福祉計画策定委員会 名簿

	氏 名	所 属	役職名	備考
1	橋口 克義	日向市民生委員児童委員協議会	会 長	
2	川崎 順子	九州保健福祉大学	教 授	副会長
3	大野 靖文	日向市社会福祉協議会	事務局長	会 長
4	曾我部 美佳	日向市小中学校長会（寺迫小学校）	校 長	
5	三浦 雅典	日向市区長公民館長連合会	会 長	
6	足立 佳代	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会	会 長	
7	野口 洋	日向商工会議所	事務局長	
8	佐藤 正由	特定非営利法人日向市障害者団体連絡協議会	理事長	
9	大野 祥二郎	日向市ボランティア連絡協議会	委 員	
10	弓削 哲郎	日向市高齢者クラブ連合会	会 長	
11	杉本 良子	日向市地域包括支援センター連絡協議会	代 表	
12	桑畑 安恵	日向市母子寡婦福祉連絡協議会	会 長	
13	高藤 ユキ	宮崎県日向保健所	健康づくり課長	
14	黒木 久典	日向地区保護司会	会 長	
15	石谷 香奈美	市民代表		
16	十川 一代	市民代表		
事務局・運営会議 職員名簿				
1	長倉 芳照	地域共生・地域医療推進担当	理 事	
2	藤本 一三	福祉部	部 長	
3	矢野 英生	福祉部 福祉課	課 長	
4	藤田 和彦	健康長寿部 高齢者あんしん課	課 長	
5	佐藤 眞理	福祉部 こども課	課 長	
6	三谷 宏二	福祉部 福祉課 福祉政策係	課長補佐	
7	横山 有子	福祉部 福祉課 福祉政策係	主 査	
8	竹内 遼	福祉部 福祉課 福祉政策係	主 事	
9	梅田 大介	日向市社会福祉協議会 地域福祉課	課 長	運営会議
10	松永 茂晃	日向市社会福祉協議会 生活福祉課	課 長	運営会議

日向市地域福祉計画策定委員会設置要綱に基づき選任

資料編 6 日向市地域福祉計画庁内策定委員会設置規程

平成19年 6 月14日

訓令(甲)第27号

(設置)

第1条 日向市における市民との協働による地域福祉の実現に向けた日向市地域福祉計画を策定するため日向市地域福祉計画庁内策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 日向市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉の推進に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者を委員として組織する。

- 2 委員会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長には福祉部長を、副会長には健康長寿部長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会の審議を円滑に進めるため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者を幹事として組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置く。
- 4 幹事長は、幹事の互選により定める。
- 5 幹事会は、地域福祉計画策定に関する調査及び研究を行う。

(任期)

第7条 委員及び幹事の任期は、地域福祉計画策定までとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
- 2 日向市地域福祉計画策定推進委員会設置規程(平成16年日向市訓令(甲)第2号)は廃止する。

附 則(平成29年 7 月13日訓令第24号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年 3 月30日訓令第13号)

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日訓令第15号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(令和 3 年11月25日訓令第36号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月24日訓令第 5 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 8 月24日訓令第17号)

この訓令は、公表の日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

福祉部長
健康長寿部長
防災推進課長
総合政策課長
職員課長
地域コミュニティ課長
生涯学習課長
環境政策課長
福祉課長
高齢者あんしん課長
健康増進課長
こども課長
市民課長
商工港湾課長
都市政策課長
建設課長
建築住宅課長
市街地整備課長
学校教育課長
消防本部消防次長

別表第 2 (第 6 条関係)

防災推進課防災管理係長
総合政策課政策推進係長
総合政策課男女共同参画推進係長
地域コミュニティ課市民協働係長
地域コミュニティ課人権・同和行政推進係長
職員課人事係長
生涯学習課生涯学習係長
環境政策課環境政策係長
福祉法人監査室指導監査係長
福祉課福祉政策係長
福祉課障がい福祉係長
福祉課障がい者支援係長
福祉課保護第 1 係長
福祉課保護第 2 係長
こども課こども福祉係長
こども課子育て支援係長
こども課母子保健係長
高齢者あんしん課地域包括ケア推進係長
高齢者あんしん課高齢者支援係長
高齢者あんしん課介護給付係長
健康増進課健康づくり係長
市民課市民相談係長
市民課地域防犯・交通安全係長
商工港湾課中小企業振興係長
建築住宅課指導係長
都市政策課都市企画係長
建設課道路保全係長
市街地整備課公園街路係長
中心市街地活性化推進室街なか活性化係長
学校教育課学事係長
消防本部警防課長

資料編 7 日向市地域福祉計画庁内策定委員会 委員名簿

日向市地域福祉計画庁内策定委員会名簿

	部	課・役職	氏 名	備考
1		地域共生・地域医療推進担当理事	長倉 芳照	
2	福 祉 部	福祉部長	藤本 一三	会長
3	健康長寿部	健康長寿部長	黒木 升男	副会長
4	総 務 部	防災推進課長	木田 和美	
5		職員課長	麻田 悦子	
6	総合政策部	総合政策課長	濱田 卓己	
7		地域コミュニティ課長	東原 留美子	
8	市民環境部	環境政策課長	鈴木 道雄	
9		市民課長	甲斐 香代	
10	福祉部	福祉課長	矢野 英生	
11		こども課長	佐藤 眞理	
12	健康長寿部	高齢者あんしん課長	藤田 和彦	
13		健康増進課長	山内 徳靖	
14	商工観光部	商工港湾課長	中田 幸徳	
15	建 設 部	都市政策課長	土谷 和利	
16		建設課長	大坪 真司	
17		建築住宅課長	小野 泰和	
18		市街地整備課長	黒木 康文	
19	教育委員会	学校教育課長	若杉 健司	
20		生涯学習課長	児玉 秀雄	
21	消防本部	消防本部消防次長	福田 賢二	

日向市地域福祉計画庁内策定委員会「幹事会」名簿

	部	課・役職	氏 名	備考
1	総 務 部	防災推進課 防災管理係長	佐藤 秀明	
2		職員課 人事係長	小泉 友徳	
3	総合政策部	総合政策課 政策推進係長	黒本 康敬	
4		総合政策課 男女共同参画推進係長	井戸 礼子	
5		地域コミュニティ課 市民協働係長	伊達 憲司	
6		地域コミュニティ課 人権・同和行政推進係長	海野 由紀	
7	市民環境部	環境政策課 環境政策係長	高瀬 直樹	
8		市民課 市民相談係長	黒木 宗隆	
9		市民課 地域防犯・交通安全係長	頼泉 光雄	
10	福祉部	福祉課 福祉法人指導監査係長	渡部 憲二	幹事長
11		福祉課 福祉政策係長	三谷 宏二	
12		福祉課 障がい福祉係長	林田 由香理	
13		福祉課 障がい者支援係長	中野 恭子	
14		福祉課 保護第1係長	甲斐 安孝	
15		福祉課 保護第2係長	稲田 智代美	
16		こども課 子ども福祉係長	宮内 志穂	
17		こども課 子育て支援係長	伊達 忠亮	
18		こども課 母子保健係長	羽田野 房子	
19	健康長寿部	高齢者あんしん課 地域ケア推進係長	高藤 直記	
20		高齢者あんしん課 高齢者支援係長	有馬 純圭	
21		高齢者あんしん課 介護給付係長	神田 晴美	
22		健康増進課 健康づくり係長	黒木 照代	
23	商工観光部	商工港湾課 中小企業振興係長	斧 由美	
24	建 設 部	都市政策課 都市企画係長	松葉 進一	
25		建設課 道路保全係長	黒木 義人	
26		建築住宅課 指導係長	黒木 秀樹	
27		市街地整備課 公園街路係長	齋藤 岳彦	
28		中心市街地活性化推進室 街なか活性化係長	黒木 由明	
29	教育委員会	学校教育課 学事係長	小林 潤司	
30		生涯学習課 生涯学習係長	治田 健吾	
31	消 防 本 部	消防本部 警防課長	藤永 栄二	

日向市地域福祉計画庁内策定委員会設置規程に基づき選任

第 4 次日向市地域福祉計画

日向市地域福祉活動計画

日向市再犯防止推進計画

発 行 令和 5 (2023)年 3 月

発行者 日向市 福祉部 福祉課

〒883-8555

宮崎県日向市本町 10 番 5 号

TEL 0982-52-2111 (代表)

FAX 0982-54-4350

